



**令和4年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査事業
(諸外国における小売電気・ガス事業制度等に関する調査)**

最終報告書

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

2023年2月28日

< Confidential >

本調査は、世界的な燃料価格の高騰や卸電力市場価格の上昇、カーボンニュートラルの実現等に対応した今後の小売政策について検討するため情報収集を行うものである。

本調査の概要

調査背景

- 世界的な燃料価格の高騰や再生可能エネルギーの導入拡大により、卸電力市場の価格のボラティリティが上昇しており、小売電気事業から撤退する事例も出ている。
- こうした情勢変化の中で、需要家への安定的なサービスの提供を確保するため、小売電気事業者によるリスクマネジメント強化や円滑な小売電気事業からの退出等が課題となっている。
- 自社の関係会社への小売供給や卸供給を主眼に置いて小売電気事業に参入する事例も登場する等小売電気事業者が多様化している。
- 加えて、電気・ガス料金については、足元では資源価格の高騰により上昇傾向にあり、中長期的には2050年カーボンニュートラル実現のために脱炭素電源への投資等様々な投資が必要となり、今後、産業界等において電気・ガス料金上昇の懸念が高まっていくことが想定されるところである。

調査内容

- 本調査は、左記のような課題や状況変化に対応した今後の小売政策について検討するために、諸外国における小売電気・ガス事業制度等について調査等を行う。
- 本調査における調査対象国については、仕様書に記載のイギリス、ドイツ、フランスの3か国と、米国のテキサス州(TX)、ニュージャージー州(NJ)の2州とした。
- 本調査では、文献、インターネット、データベース等による情報収集調査（デスクトップ調査）に加え、政府・規制当局関係者へのヒアリングを実施している。
- 期間：令和4年4月20日～令和5年2月28日

目次

項目	ページ
(1) 諸外国における小売電気事業制度等の調査等	
① 諸外国における電気・ガスの供給形態別の規制	4
② イギリスにおける財務規制	36
③ 諸外国におけるリスクマネジメント環境	39
(2) 諸外国における電気・ガス料金等の調査等	
① 諸外国の電気・ガス料金制度等	41
② 諸外国における電気・ガス料金の状況	58
(3) 諸外国における小売事業制度を踏まえた日本において 検討する余地があると考えられる対策	68

- 本報告書に記載されている情報は、公開情報に加え、本調査の分析に利用する承諾を得た上でヒアリング等で第三者から提供を頂いたデータも含まれています。記載された情報の網羅性及び情報自体の妥当性・正確性については、弊社では責任を負いません。
- 本報告書は、調査委託契約に従って貴省の政策決定の参考資料として作成されたものです。内容の採否や使用方法については、貴省自らの責任で判断を行うものとします。

- (1) 諸外国における小売電気事業制度の調査等**
 - ① 諸外国における電気・ガスの供給形態別の規制**

各国における小売事業者に対する供給形態別規制

各国の小売電気事業者の供給形態別規制



	日本	イギリス	ドイツ	フランス	米国 (TX,NJ)
小売電気事業制度概要					
ライセンス制度	登録制	認可制	登録制	認可制	認可制(TX,NJ)
登録/認可事業者数	738社	22社	162社 (各エリア平均)	52社	116社(TX)、118社(NJ)
参入規制					
参入要件	必要な供給能力を確保できる見込みがある者 等	事業開始後2年間の運転計画案、財務予測、資金調達、リスク管理戦略 等	人的・技術的・経済的状況の存在及び経営の信頼性の立証 等	申請者の技術的、経済的、財政的能力 等	TX:需要家に継続的かつ信頼できる小売電気サービスを提供する技術的・経営的資源および能力 等 NJ:財務の健全性を証明するもの 等
最近の状況を踏まえた参入規制の強化	-	申請要件の厳格化(SLR) 審査期間の延長	-	-	-
行為規制					
全般	各種法省令・GL・規程の遵守	-	エネルギー産業法上の義務の遵守	認可に付随する義務の遵守	-
財務的・人的リソースの確保	-	財務責任原則(FRP) マイルストーン評価 運用能力条件	-	-	財務的要件の維持(TX) 需要家から受領した資金の保護(TX)
ガバナンスと説明責任	事業者の定期報告	継続的な適合性要件 規制当局への情報提供	価格変更等の需要家への通知	規制当局への情報提供	-
市場監視	小売市場重点モニタリング	独立監査の実施	-	-	業務監査の実施(NJ)
撤退時の需要家保護					
LR供給	送配電事業者	SoLR: 小売事業者	基本供給事業者制度 (小売事業者)	緊急対応事業者制度 (小売事業者)	TX: POLR (小売事業者) NJ: BGS (公益事業会社(配電事業者))
その他	-	需要家売買に関する規制	-	-	-

各国における小売事業者に対する供給形態別規制



各国の小売ガス事業者の供給形態別規制

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	米国 (TX,NJ)
小売電気事業制度概要					
ライセンス制度	登録制	認可制	登録制	認可制	認可制(大口のみ自由化)(TX) 認可制(NJ)
登録/認可事業者数	95社	23社	113社 (各エリア平均)	38社	246社(TX)、79社(NJ)
参入規制					
参入要件	必要な供給能力を確保できる見込みがある者 等	事業開始後2年間の運転計画案、財務予測、資金調達、リスク管理戦略 等	人的・技術的・経済的状況の存在及び経営の信頼性の立証 等	申請者の技術的、経済的、財政的能力 等	TX:需要家に継続的かつ信頼できる小売電気サービスを提供する技術的・経営的資源および能力 等 NJ:財務の健全性を証明するもの 等
最近の状況を踏まえた参入規制の強化	-	申請要件の厳格化(SLR) 審査期間の延長	-	-	-
行為規制					
全般	各種法省令・GL・規程の遵守	-	エネルギー産業法上の義務の遵守	認可に付随する義務の遵守	-
財務的・人的リソースの確保	-	財務責任原則(FRP) マイルストーン評価 運用能力条件	-	-	財務的要件の維持(TX) 需要家から受領した資金の保護(TX)
ガバナンスと説明責任	事業者の定期報告	継続的な適合性要件 規制当局への情報提供	価格変更等の需要家への通知	規制当局への情報提供	-
市場監視	小売市場重点モニタリング	独立監査の実施	-	-	業務監査の実施(NJ)
撤退時の需要家保護					
LR供給	一般ガス導管事業者	SoLR：小売事業者	基本供給事業者制度： 小売事業者	緊急対応事業者制度： 小売事業者	POLR：小売事業者(TX) BGSS：公益事業会社（導管事業者）(NJ)
その他	-	需要家売買に関する規制	-	-	-

イギリスにおいては電力・ガスともに認可制が採用され、現在の認可事業者数は20社程度

小売事業制度概要



ライセンス制度	認可制	認可事業者数	電気：23社 ガス：22社
小売事業参入時の 主要な要求事項	申請事業者による提出が必要な情報(*1) ● 申請事業者情報 ● ライセンス概要 ● 申請会社の役員等の懲戒、違法、欠格事由に関する情報 ● 事業開始後2年間の運転計画案、財務予測、資金調達、リスク管理戦略 ● 事業開始1年間の事業についての資金調達のエビデンスの提供 ● 申請内容の裏付けとなる公文書の認証謄本 ● Ofgemからヒアリングを要請された場合の同意		
近年の動向	新たな市場参入要件(SLR)の決定(*2) ● 市場への新規参入による競争の進展の一方、事業者破綻による需要家への影響を最小化する観点から、2019年4月に電力・ガス供給事業者向けの新たな市場参入要件の導入決定、2019年7月より適用開始 ● 新規参入にあたって定性的な評価基準を設け、エネルギー供給市場で事業を行うための十分な準備とリソースがあることを証明するよう認可申請者に要求する等、参入規制を強化 ● 新たに設けられた「3つの新しい申請基準」は以下のとおり 基準1.申請者が市場参入の提案に適切なリソースを有していること 基準2.申請者が規制上の義務を理解し、その義務を果たすために適切な計画を有していること 基準3.申請者がライセンスを保有するのに適切であること 小売供給ライセンス・新規申請標準審査期間の延長(*3) ● 小売事業者の倒産や市場撤退の増加に対する緊急措置として、2021年10月より新規参入事業者の審査期間を6カ月間と設定（従前は75日間）し、一時的に新規参入受入を停止するとともに、必要に応じて、未使用または休眠中の供給ライセンスを取り消すこととした ● 2021年12月には、6カ月→9カ月に延長し、引き続き新規申請の審査を一時停止 ● 供給ライセンス申請が設定された期間内に処理(または延長)されない場合、自動的に承認されたとみなす従前の取り決めに停止		

日本において検討する余地があると考えられる対策（以下同様）

事業開始時

- 十分な審査期間を前提とした小売事業ライセンスの認可制を導入

*1：Ofgem「Applying for a gas or electricity licence」（2022年3月17日）

[The Electricity \(Applications for Licences, Modifications of an Area and Extensions and Restrictions of Licences\) Regulations 2019 \(legislation.gov.uk\)](#)（2022年8月15日アクセス）

[The Gas \(Applications for Licences and Extensions and Restrictions of Licences\) Regulations 2019 \(legislation.gov.uk\)](#)（2022年8月15日アクセス）

*2：Ofgem「Supplier Licensing Review:Final proposals on new entry requirements – Decision」（2019年4月11日）

*3：Ofgem「Action plan on retail financial resilience」(2021年12月15日)

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ドイツにおいては、登録制が採用され、電力・ガスともに多数の事業者が参入。フランスにおいては認可制が採用され電力・ガスともに数十社程度の認可事業者数となっている

小売事業制度概要・ドイツ



ライセンス制度	登録制	登録事業者数(*1)	電気：162社（各エリア平均） ガス：113社（各エリア平均）
小売事業参入時の 主要な要求事項	申請事業者による提出が必要な情報(*2) ● 申請事業者情報 ● 人的・技術的・経済的状況の存在及び経営の信頼性の立証 ※登録制でありながら、BNetzAは以下の権限行使が可能 ・関連法令の下、人材、技術力、経済力及び経営陣の信頼性について必要に応じて監督権を行使 ・直近の会計年度の年次財務諸表および監査人の監査報告書（不適正意見含む）の提出を要求 ・人的、技術的または経済的能力または信頼性が保証されない場合、いつでも当該事業者の活動の全部または一部を行うことを禁止		

小売事業制度概要・フランス



ライセンス制度	認可制	認可事業者数(*3)	電気：52社 ガス：38社
小売事業参入時の 主要な要求事項	申請事業者による提出が必要な情報(*4) ● 申請事業者情報 ● 申請者の技術的、経済的、財政的能力 ● エネルギー法に規定される小売事業者課される各種義務との整合性		

*1：BNetzA「Monitoring report 2021」

*2：[bearbFormularPar5Anzeige.pdf \(bundesnetzagentur.de\)](#), [Bundesnetzagentur - An- und Abmeldung als Lieferant, § 5 EnWG - Einzelnorm \(gesetz-im-internet.de\)](#)（ともに2022年8月15日アクセス）

*3：CRE「OBSERVATOIRE DES MARCHÉS DE DÉTAIL QUATRIÈME TRIMESTRE 2022」（小売市場の観測点 2022年第2四半期）（2022年6月30日）

*4：「Code de l'énergie」（エネルギー法）・第L333-1条及び第L335-1～7条、第L443-1条～第L443-9-1条



テキサス州、ニュージャージー州ともに認可制が採用され、多数の事業者が参入。テキサス州においては、ガス事業は大口のみが自由化されている

小売事業制度概要・テキサス州



ライセンス制度	認可制（ガスは大口のみ自由化）	認可事業者数	電気：116社 ガス：246社
小売事業参入時の 主要な要求事項	申請事業者による提出が必要となる主要な情報(*1) ● 申請事業者情報 ● 競争力のある小売電気事業または競争力のあるガス事業における、申請者の代表者等の過去実績 ● 需要家に継続的かつ信頼できる小売電気サービスを提供する技術的・経営的資源および能力 ● 財務的要件として必要とされる項目（投資適格の信用格付けまたは1億ドル以上の有形純資産の保持等） ● テキサス州内に所在している事業所に関する情報		

小売事業制度概要・ニュージャージー州



ライセンス制度	認可制	認可事業者数	電気：118社 ガス：79社
小売事業参入時の 主要な要求事項	申請事業者による提出が必要となる主要な情報(*2) ● 申請事業者情報 ● 財務の健全性を証明するもの ● ニュージャージー州及び他州において、電力供給会社、その子会社、関連会社、親会社が関与した懲戒手続き法執行当局による措置に関する情報 ● 事業者が有する利害関係 ● ニュージャージー州内に所在している事業所に関する情報		

*1：「Texas Administrative Code」TITLE 16 ECONOMIC REGULATION(16 TAC 25.107)

*2：NJBPUB公益事業委員会[BPUについて (state.nj.us)、D Bill S604 Pamphlet Law Reprint.pdf (state.nj.us)] (2022年8月30日アクセス)

NJBPUB公益事業委員会[BPUについて (state.nj.us)、E Bill S605 Pamphlet Law Reprint (3) Natural Gas.pdf (state.nj.us)] (2022年8月30日アクセス)

イギリスにおいては2019年7月のSLR導入以後、多くの規制強化策が導入されている

主な行為規制



SLR導入を踏まえた認可後の継続的な要求事項 (*1)

- SLR導入以後、ステークホルダーからの意見を踏まえ、2020年11月に電力・ガス小売事業者向けの規制強化を実施
- SLRを踏まえ、認可後の規制を強化し、小売事業者の水準を引き上げるとともに、財務リスクと脆弱な需要家サービスに対するエネルギー産業と需要家のリスクを最小化することを目的として新たに4つのポリシーを導入
 - 1) リスクマネジメントの推進：小売事業者が成長に備え、規制上の義務を果たすための一連の措置を導入
 - 2) より責任あるガバナンスと説明責任の強化：説明責任を強化し、経営層の責任ある適切な行動を促す
 - 3) 市場監視の強化：需要家や競争に対する潜在的なリスクを特定し、適切なタイミングで行動をとる
 - 4) 撤退時の取り決め：小売事業者が退出した場合の需要家への影響を最小化

1) リスクマネジメントの推進

- ① 財務責任原則
- ② 運用能力条件
- ③ マイルストーン評価

2) より責任あるガバナンスと説明責任の強化

- ① 継続的な適合性要件
- ② 規制当局への協力的姿勢

3) 市場監視の強化

- ① 顧客供給継続計画
- ② 独立監査
- ③ 事業上の影響を及ぼす可能性のある変更等のOfgemへの通知制度

4) 撤退時の取り決め

- ① 撤退時の需要家売買に関する規制
- ② LR制度遵守のための合理的措置

*1：Ofgem「Supplier Licensing Review: Ongoing requirements and exit arrangements – Decision」(2020年11月26日)

リスクマネジメントの推進の観点からは、財務責任原則や運用能力条件の整備 及びマイルストーン評価が導入されている



1) リスクマネジメントの推進

- ① 財務責任原則
- ② 運用能力条件
- ③ マイルストーン評価

① 財務責任原則(FRP) (*1)

- 小売事業者に対して、常に相互扶助の対象となるコスト(*2)の管理に責任をもち、そのコストの最小化に努めることを求めるもの
- 2021年3月にOfgemが発行した「FRPの実施方法に関するガイダンス」によれば、以下の証明のためにOfgemが事業者に対して証拠の提出を求めることがある
 - 再エネ賦課金などの政策下での財政的義務の達成計画を策定していること
 - 既存のライセンス要件に合致した効果的なプロセスが存在すること
 - サプライヤーが長期的にコストをカバーできるような持続可能な価格設定アプローチが存在すること
 - 事業計画に十分な資金が投入されていることを全体的に証明するものであること
 - 堅牢な財務ガバナンスと意思決定の枠組みがあること
 - 運転資金を需要家の信用残高に過度に依存せず、財務上の義務を果たす能力があること

② 運用能力条件 (*2)

- FRPと同時に導入された運用能力条件は、規制上及び法律上の義務を遵守した上で、事業者が自らの需要家にサービスを提供しつつ、効率的かつ効果的に需要家への悪影響の可能性を特定し、その影響を軽減できるよう、強固な内部能力、システム、プロセスを維持することを求めるもの
- この条件のもと、小売事業者は、FRPの要件及びその他の関連する義務を満たすことができるよう、強固な財務及びリスク管理プロセスを有することが求められる
- Ofgemは、監視強化、ストレステスト等を通じて小売事業者がライセンス条件(SLR)とFRPガイダンスに規定されたこれらの最低要件を満たしているかどうかを評価する
- 不十分な慣行や需要家への潜在的なリスクが確認されるなど、懸念が明らかになった場合、例えば、コンプライアンス監査の実施を要求して、当該小売事業者が実施している財務体制をより詳細に調査したり、当該小売事業者に対して、適切な移行期間における行動の明確なタイムテーブルを設定して、弾力性を強化するような改善計画の策定を要求する
- 重大なリスクが顕在化した場合、または改善計画のアクションが満たされない場合、FRPと運用能力条件に関する規則に基づき、迅速な執行措置を講じる
- 例えば、将来のエネルギー市場で適切にヘッジされたポジションを持たない、及び／又は、価格ショックを吸収するのに十分な金融資産を持たないなど、不適切な取り決めをしている小売事業者はFRPに違反する可能性があり、このような違反は、迅速なフォローアップの遵守または強制措置につながる可能性がある

③ マイルストーン評価 (*3)

- 財務的弾力性と需要家保護水準の向上を目的として導入したSLRの一環として、2020年11月にマイルストーン評価を導入
- 財務リスク管理の観点から、新規需要家の獲得と成長に伴うリスク軽減のため、2021年12月に規制強化を発表し、以下の施策について2022年4月より導入
 - 事業者が需要家5万人及び20万人のマイルストーンに達した都度、Ofgemが必要なマイルストーン評価を実施
 - Ofgemが需要家への影響の評価を実施すべく、事業者における重要な変更（事業上及び人事上）については、適時にOfgemに通知するよう求める要件を強化
 - 事業者が必要な措置を完了するまで需要家の新規獲得を一時的(30-60日間)に停止
 - マイルストーン評価の枠組みに柔軟性を持たせ、将来必要に応じて新たなマイルストーンを追加する可能性もある

事業期間中

- 事業規模（需要家数など）に応じたマイルストーン評価を導入

*1：FRP:Financial Responsibility Principle, Ofgem「Action plan on retail financial resilience」(2021年12月15日)

*2：相互扶助の対象となるコストとして以下が挙げられる。

・小売事業者が破綻した場合に顧客信用残高（CCB:Customer Credit Balance）を保護するためのコスト

・小売事業者が再生可能エネルギー義務（RO:Renewables Obligation）＝再エネ賦課金コスト負担を果たせなかった場合に、他の小売事業者に課されるコスト

*3：Ofgem「Action plan on retail financial resilience」(2021年12月15日)

小売事業者のガバナンス強化の観点からは、役員の適合性要件や規制当局への適切な情報提供に関する規制が強化されている



2) より責任あるガバナンスと説明責任の強化

- ① 継続的な適合性要件
- ② 規制当局への協力的姿勢

① 継続的な適合性要件 (*1)

- 小売事業者は、重要な経営責任または影響力のある地位に、その役割を担うのにふさわしくない人物を任命したり、そのような人物を配置したりしてはならない。
- 小売事業者は、下記対応が求められる。
 - 事業者において重要な経営責任または影響力のある地位にある者が、その役割を果たすのに適切であることを確認するための強固なプロセス、システム、及びガバナンスを整備・維持する
 - その役割を果たすのに適切な人物であることを確認するために、その人物について定期的な査定を実施する
- 小売事業者は上記確認を実施するにあたって、個人が下記に該当しているかどうかを確認する（ただしこれらに限定されない）。
 - 規制対象活動の過程で、重大な不正行為に責任を持ち、それに加担し、または助長した
 - 詐欺やマネーロンダリングなど、管轄区域における前科（一定期間未経過のもの）がある
 - 免責されていない破産、債務についての裁判所判決、郡裁判所判決による債務超過等の履歴
 - 会社の取締役としての資格を剥奪された
 - 現在または過去の認可ガス供給事業者または電気供給事業者として、その需要家の施設に関して当局からLR供給指令を受けたことがある
 - 個人としてまたはその人物が重要な経営責任や影響力を持つ事業に関連して、あらゆる管轄区域の規制当局から何らかの認可を拒否、取り消し、制限、解除された、または懲戒、コンプライアンス、執行、規制措置がとられた

② 規制当局への協力的な情報提供 (*1)

- 以下を目的として規定
 - 小売事業者がOfgemと継続的に建設的な対話を行うこと
 - 小売事業者がコンプライアンスの問題や経済的困難に直面している場合または小売事業者の行動や不作為が需要家に損害を与える可能性がある場合には、積極的かつ早期の関与を促すこと

*1：Ofgem「Supplier Licensing Review: Ongoing requirements and exit arrangements – Decision」（2020年11月26日）

小売事業者に対するOfgemの監視機能の強化の観点からは、事業継続性に関する計画書の定期的な提出の義務化や監査の実施が導入された



3) 市場監視の強化

- ① 顧客供給継続計画
- ② 独立監査
- ③ 事業上の影響を及ぼす可能性のある変更等のOfgemへの通知制度

① 顧客供給継続計画(Customer Supply Continuity Plans) (*1)

- 需要家への供給の継続性を確保するための戦略を定めた「顧客供給継続計画 (CSCP)」の作成と維持をすべての小売事業者に義務づけ
- CSCPは小売事業者の事業の規模と複雑さを反映し、経営陣による適切なガバナンスと監督を受けて作成
- 小売事業者は、Ofgemから要求された場合、新しいマイルストーン評価及び動的評価の一部としてCSCPを提出
- CSCPポリシーの目的は、需要家の観点から小売事業者の撤退に関する影響を緩和させること
- FRPと組み合わせることで、小売事業者が市場からの撤退に向けてより適切な準備ができるようになり、また、最終保障供給の実行にあたってOfgemが適切な情報に容易にアクセス可能とする

事業撤退時

- 需要家への供給の継続性を確保するための戦略を示した顧客供給継続計画の作成・提出を要請

② 独立した専門家による監査の実施 (*1)

- Ofgemは、小売事業者の財務健全性または需要家サービス能力に関して特定の懸念を持っている場合に、小売事業者が独立した専門家による監査を受けることを要求

事業期間中

- 小売事業者に対する定期的な監査を実施

*1: Ofgem「Supplier Licensing Review: Ongoing requirements and exit arrangements – Decision」(2020年11月26日)

登録制を採用するドイツにおいても、市場参入後の小売事業者に対する監督機能を備えており、フランスにおいては、小売事業者に対する情報へのアクセスを確保し、必要に応じて認可を停止する措置を講じる

ドイツにおける主な行為規制



① エネルギー産業法上の義務の遵守 (*1)

- BNetzAは、小売事業者がエネルギー産業法上の義務（値上げの際には法的に要求される通知期間を設けているかなど）を遵守しているかどうかを継続的にチェック
- 小売事業者がエネルギー産業法に違反している疑いがある場合、監督措置を取ることができ、その判断にあたっては組織的な不適切な行動の兆候の程度を考慮

② 価格変更等の需要家への通知 (*1)

- エネルギー産業法においては、家庭用需要家には遅くとも1ヶ月前には価格変更が通知され、他のすべての需要家には、意図した変更が発生する2週間前までに通知されることが規定
- 価格が上昇した場合、需要家には特別な解約権があり、変更が有効になるまで行使する必要がある

フランスにおける主な行為規制



① CREへの情報提供及び開示、データの保持 (*2)

- CREは、電力及びガス事業で操業する事業者の会計及びその監督役割に必要な経済、財務、社会情報にアクセスして情報を入手。

② 認可に付随する義務の遵守 (*3)

- 小売事業者は、認可を受けた後、当該認可に付随する以下の義務を遵守しない場合、エネルギー省は認可を停止し、行政制裁権を有する。

- 事業者の管理下にあるインバランスに対処しない
- 送電系統へのサードパーティアクセスのための料金支払いの不履行
- 司法による清算

*1 : Ofgem「Supplier Licensing Review: Ongoing requirements and exit arrangements – Decision」(2020年11月26日)

*2 : 「Code de l'énergie (エネルギー法)」L135-1条

*3 : [Electricity regulation in France: overview | Practical Law \(thomsonreuters.com\)](#) (2022年8月26日アクセス)



いずれの州においても、小売事業者に対する財務情報へのアクセスを可能とし、ニュージャージー州においては、小売事業者に対する監査が実施されている

テキサス州における主な行為規制



① 財務的要件の維持 (*1)

- 財務的要件の維持(四半期ごとに書面提出)

② 需要家から受領した資金の保護 (*1)

- 小売事業者は、需要家資金をエスクロー口座又は分離現金口座に保管する、又は、毎月末の需要家資金の100%に相当する取消不能信用状を取得するなどの措置を整備

ニュージャージー州における主な行為規制



① 業務監査の実施 (*2)

- 経営監査局(The Bureau of Management Audits)が業務の効率化と説明責任を追求することを目的に、業務と経営の監査を行う。
- 経営監査局の職員は独立した専門家(Independent Consultants)が行ったコンプライアンスレビューの結果を監督する。

事業期間中

- 小売事業者に対する定期的な監査を実施

② ライセンス更新時の情報提供 (*3)

- 認可事業者は年次情報更新にあたって以下の情報をNJBPU理事会に提出する

- 小売事業者の直近の四半期毎のニュージャージー州の売上税及び使用税の報告書のコピー
- ニュージャージー州における小売事業者の直近の12ヶ月及び暦年の販売量を顧客クラス別に情報
- 小売事業者または小売事業者の主要な業務担当者・役員等が、他の州または連邦管轄区域における電力/ガス販売に関連する規制上の調査または懲戒手続の対象となったか、または対象になっているかどうか 等

*1 : 「Texas Administrative Code」 TITLE 16 ECONOMIC REGULATION(16 TAC 25.107)

*2 : [Board of Public Utilities | About BPU \(nj.gov\)](#) (2022年8月26日アクセス)

*3 : NJBPU [公益事業委員会 | BPUについて \(state.nj.us\)](#), [D Bill S604 Pamphlet Law Reprint.pdf \(state.nj.us\)](#), [公益事業委員会 | BPUについて \(state.nj.us\)](#), [E Bill S605 Pamphlet Law Reprint \(3\) Natural Gas.pdf \(state.nj.us\)](#) (ともに2022年8月30日アクセス)

イギリスにおいては、需要家保護の観点から、撤退時における売買による需要家移転が規制されているとともに、LR供給は他の小売事業者が指示を受け実行されている

4) 撤退時の取り決め

撤退時の主な需要家保護



- ① 撤退時の需要家売買に関する規制
- ② LR制度遵守のための合理的措置

① 撤退時における売買による需要家移転に関する規制 (*1)

- 小売事業者が需要家の移転につながる商取引を計画している場合はOfgemに通知することを要求
- 小売事業者が SoLR制度を破壊もしくは歪曲する、またはその可能性のある商取引を行うことを禁止

事業期間中

- 事業譲渡時のライセンス継続可否審査を実施

② LR供給指示：SoLR(Supplier of Last Resort) (*2)

- 小売事業者が撤退や破綻した場合に、電気事業法及びガス事業法に基づくSLC(Standard Licence Conditions)に従って、Ofgemが他の小売事業者に対して、撤退した小売事業者の需要家を引き受けるように発出する指示
- 供給指示を受けた小売事業者は、規定された上限価格を踏まえた価格により撤退した小売事業者の需要家に対して、電力またはガスを供給する義務を負う
- SoLRとして指定された小売事業者が負担するコスト（高騰した調達価格と需要家に対する販売価格（上限価格）の差額）については、SoLR賦課金としてネットワークコストを通じて回収される(*3)。

事業撤退時

- 小売事業者が供給主体となるSoLRを導入

*1： Ofgem「Supplier Licensing Review: Ongoing requirements and exit arrangements – Decision」(2020年11月26日)

*2： Ofgem [How you're protected when energy firms collapse | Ofgem](#) (2022年8月15日アクセス)

*3： Ofgem「Decision letter on supplier of last resort levy claims」(2021年12月1日)

ドイツ及びフランスにおいても、小売事業者破綻時においては、他の小売事業者により供給が実行される

ドイツにおける撤退時の主な需要家保護



① LR：基本供給事業者制度(Grundversorger) (*1)

- 一般供給ネットワーク区域において最も多くの家庭用需要家に供給する小売事業者が、基本供給事業者として家庭用需要家に対する電力を供給する義務を負う。なお、小売事業者の指名は3年に一度行われる。
- 小売事業者が破綻した場合には、地域の基本供給事業者がそのエネルギー供給を引き継ぐ（通常の料金よりも割高）
- エネルギー産業法では、供給開始前に履行/前払いを要求することはできないと規定。家庭用需要家は、小売事業者が供給を開始するまでは、前払金を支払う必要はない。この規制の有無にかかわらず、前払制のキャンペーンは常に慎重に確認する必要がある。小売事業者が倒産した場合、通常、前払いされた代金は取り戻せない。

フランスにおける撤退時の主な需要家保護



① LR：緊急対応事業者制度 (*2)

- 5年ごとに緊急対応事業者（バックアッププロバイダー、小売事業者）が、サービスエリアごと、需要家セグメントごとに、総務大臣から指定される
- 緊急対応事業者には「認可が取り消され又は停止された小売事業者の需要家への供給」を確保する責任がある

事業撤退時

- 小売事業者が供給主体となるSoLRを導入

*1：「Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung」(Energiewirtschaftsgesetz - EnWG) 第36条、BNetzA [Bundesnetzagentur - エネルギー供給業者の破産](#)（2022年8月26日アクセス）

*2：「Code de l'énergie」（エネルギー法）第R333-25条～第R333-29条



米国の2州においてもLR供給規制が整備されており、その料金水準については規制当局により監督が行われる

テキサス州における撤退時の主な需要家保護



① LR : POLR(Provider of Last Resort) (*1)

- テキサス電力信頼性協議会 (ERCOT) が2年ごとに最終保障供給の担い手となる小売事業者を指定する。
- POLRには、VREP（自発的な小売事業者）とLSP（大手小売事業者）がある。
- 最高料金の規制が数式で定められている。

ニュージャージー州における撤退時の主な需要家保護



① Basic Generation Service / Basic Gas Supply Service (*2)

- 認可小売事業者に切り替えない需要家・何らかの理由で小売事業者から供給を受けることができない需要家に電力及びガス供給を行うこととして、公益事業会社（地域の配電/導管事業者）に義務が課されている。
- BGS/BGSSは、全ての需要家に保証されている。
- BGS/BGSS料金はNJBPUEが規制しており、そのコストは財務監査局(Financial Audit Bureau)が監査する。

*1 : 「Texas Administrative Code」 TITLE 16 ECONOMIC REGULATION(16 TAC 25.43)

*2 : [Board of Public Utilities | About BPU \(state.nj.us\)](#)、[Electric Suppliers \(electricrateselect.com\)](#)（ともに2022年8月26日にアクセス）

「AN ACT concerning competition in the electric power and gas industries and supplementing,amending and repealing certain sections of the statutory law」

(参考) イギリスにおける小売事業者の参入要件



参入要件(*1)

TIER1：すべての申請者が必要

- (1)申請者詳細（登録商号/法的地位/登録の管轄区域/国/規約の謄本及びVAT登録証明書の認証謄本）
- (2)申請者登録住所
- (3)申請者がパートナーシップ/合併事業（法人以外）に該当するか、パートナーシップ/合併事業のフルネーム、パートナーシップまたは合併事業の各当事者のフルネーム及び住所
- (4)問い合わせ先情報
- (5)ライセンス詳細（申請ライセンスタイプの選択（電気供給免許/発電免許/配電免許/送電免許/電気インターコネクタ免許）
- (6)申請理由（新たな申請/既存ライセンスの延長/既存ライセンスの制限/既存ライセンスの区域変更）
- (7)新たなライセンス、延長または制限の発行の希望日
- (8)申請会社の役員情報
- (9)申請者の親会社、株主、実質的管理者の有無とその情報
- (10)過去の申請状況と保有ライセンス
- (11)役員等の懲戒、違法、欠格事由に関する情報
- (12)役員等に免責されていない破産者、倒産処理手続の適用を受けているか受けていた等のものがない旨の陳述書の提供
- (13)役員等が、SoLRの際にまたはSoLRイベントに先立つ12カ月以内にSoLRイベントを引き起こした小売電気またはガス事業者の取締役、株主または経営上の重大な責任もしくは影響力を有するものであったか
- (14)役員等が、過去3年間に政府の法令等遵守または強制調査に関与していないか
- (15)役員等が、他の規制機関による規制措置及び競争法違反を行ったものに該当しないか
- (16)ライセンス申請に基づいて供給される施設の情報
- (17)事業開始後の最初の2年間の運転計画案の詳細を提供
- (18)事業開始後の最初の2年間の事業についての財務予測、資金調達、リスク管理戦略の詳細
- (19)事業開始後の少なくとも最初の1年間の事業についての資金調達のエビデンスの提供
- (20)申請されたライセンスに基づくサービスの義務と、その義務を順守するために実行する手順

TIER2：Ofgemから要求があった場合にのみ対応が必要な追加情報

- (1)申請書に記載されている主要な詳細事項を確認するために申請者が保有する公文書の認証謄本を提出
- (2)関連するコード所有者/管理者との連絡の証拠を提供
- (3)申請者の銀行、弁護士、監査役のフルネームと連絡先の記入
- (4)Ofgemのインタビューに参加を要請された場合の同意
- (5)Ofgemから要求された場合は次のドキュメントを作成・提出
→設立書類、解像度、会議議事録、年間リターン及びアカウント、取締役の選任・退任様式、取締役名簿、会員名簿、各取締役のパスポートまたは運転免許証、役員等の経歴、役員等の犯罪歴の証明書

*1：Ofgem「Applying for a gas or electricity licence」（2022年3月17日）

[The Electricity \(Applications for Licences, Modifications of an Area and Extensions and Restrictions of Licences\) Regulations 2019 \(legislation.gov.uk\)](#)（2022年8月15日アクセス）

[The Gas \(Applications for Licences and Extensions and Restrictions of Licences\) Regulations 2019 \(legislation.gov.uk\)](#)（2022年8月15日アクセス）

(参考) ドイツにおける小売事業者の参入要件



参入要件(*1)

- ドイツの家庭用需要家に供給している小売電気事業者及び小売ガス事業者は、事業活動につき、連邦ネットワーク庁(BNetzA)に登録または登録抹消する必要がある (§ 5 EnWGに基づくサプライヤー通知)。
- すべての小売電気事業者及び小売ガス事業者は、活動開始、社名の変更、住所変更、活動の終了の都度、BNetzAに通知する必要がある。
- 届出がない、不正確、不完全、または期限を過ぎている場合は、10万ユーロ以下の罰金に処せられる行政犯罪となる。
- 登録小売事業者は人員、技術力、経済力の存在及び経営の信頼性を証明する必要があり、BNetzAは、人材、技術力、経済力、信頼性が保証されない場合、いつでも活動の全部または一部の行使を禁止することができる。また、能力及び信頼性の欠如の疑いに基づき、EnWG第65条に基づく監督手続を行うことができる。
- 登録にあたっては、「経営者のSchufa (信用情報調査報告書)」の提出や「資本金と負債の額」の説明が求められる。
- 家庭用需要家に電気を供給する電力及びガス供給事業者は、BNetzAに事業の開始と終了、及び会社名の変更 (§ 5 EnWG) を通知する必要がある。家庭用需要家に電力を供給するすべての小売事業者は、その人員、技術的及び経済的能力、及び信頼性を保護することが法的に義務付けられている。BNetzAは、これらの基準の1つを恒久的に欠いている小売事業者に対して供給禁止を命じることができる (§ 5 EnWG)。
- 登録が必要な家庭用需要家とは、「年間消費量に関係なく、個人消費者」と「職業上、農業上、商業上の年間消費量が10,000kWhまでの消費者」 (= それ以外の需要家への供給については登録不要)
- 以下のような家庭用需要家に供給している小売事業者は、届出の必要はない。
 - ・需要家設備内への供給 (§ 3 24a EnWG)
 - ・閉じたネットワーク内への供給 (§ 110 EnWG)
 - ・一時的なネットワーク経由

電気及びガスの供給に関する法律(エネルギー産業法 - EnWG)

§ 5 エネルギー供給の届出

1. 第2項第1項及び第2項の規定に従い、家庭用需要家にエネルギーを供給するエネルギー供給者は、連邦ネットワーク庁に対し、その活動の開始及び終了並びに会社の変更を通知しなければならない。除外されるのは、需要家システムまたは閉鎖された流通ネットワーク内、及び非常設回線を介した世帯需要家の供給です。連邦ネットワーク庁は、示されたエネルギー供給者のリストをウェブサイトで継続的に公開している。示されたエネルギー供給事業者の会社及び登録事務所の住所が公表される。連邦ネットワーク庁は、過去12ヶ月間に活動の終了を通知したエネルギー供給者を毎月発行している。
2. 第1項の規定により必要な活動開始の届出は、遅滞なく行わなければならない。第1項前段で要求される活動の終了の通知は、予定終了日の3ヶ月前までに連邦ネットワーク庁によって受領されるように、適切な時期に行われなければならない。エネルギー供給者は、破産手続の開始を申請しない限り、終了日の満前に活動を終了することはできない。活動の終了の通知により、エネルギー供給者は同時に計画終了日を通知し、家庭用需要家に対するエネルギー供給者の契約上の義務の履行が活動の計画的な終了までどのように保証されるかを説明しなければならない。エネルギー供給者と関係する家庭用需要家との間の契約上の合意は影響を受けない。
3. エネルギー供給者は、活動終了の通知と同時に、終了の影響を受ける家庭用需要家及び家庭用需要家に供給しているネットワーク地域のネットワーク事業者に対し、その活動の終了日をテキスト形式で通知しなければならない。エネルギー供給者は、見つけやすい方法で同時にウェブサイトに広告を公開する義務がある。
4. 活動開始の通知をもって、人的・技術的・経済的業績の存在及び経営の信頼性を立証しなければならない。連邦ネットワーク庁は、この法律に従って公式の監督権を使用して、いつでも人員、技術、経済パフォーマンスの存在、及び経営陣の信頼性をチェックする権利がある。連邦ネットワーク庁は、前会計年度の年次財務諸表の提出、及び財務諸表が監査人によって監査されている場合は、監査報告書及び監査人の報告書または不合格報告書の提出を要求する場合がある。
5. 規制当局は、人的、技術的または経済的能力または信頼性が保証されない場合、いつでもエネルギー供給者が活動の全部または一部を行うことを禁止することができる。

*1: [Bundesnetzagentur - An- und Abmeldung als Lieferant](https://www.bundesnetzagentur.de/An-und-Abmeldung-als-Lieferant), § 5 EnWG - Einzelnorm ([gesetze-im-internet.de](https://www.gesetze-im-internet.de)) (2023年2月3日アクセス)

(参考) フランスにおける小売事業者の参入要件



参入要件(*1)

エネルギー法 第L 333-1条

- 最終消費者またはシステムオペレーターへの再販のために電力を購入希望の事業者は、行政当局によって発行された承認を保持する必要がある。
- 再販のために電力購入に関する認可は、欧州連合加盟国の領域内、または国際協定の枠組みの中で他の国の領土内に設立された自然人または法人にのみ発行することができる。
- 権限は、以下に基づいて発行される。
- 1. 申請者の技術的、経済的、財政的能力。
- 2. 申請者のプロジェクトと、電力供給業者に課せられた義務、特にこの335-1〜7条に規定されている義務との適合性。
- 国務院の政令は、この条の適用の条件を定める。特に、認可の申請の内容を決定し、この条に規定する供給者並びに配電サービス及び生産者の両方に適用される電力消費者への情報提供に関する義務を明記する。

第R 333-1条

- L.333-1条に規定される、最終需要家またはネットワーク事業者に再販するための電力購入活動を行うための許可申請は、受領確認付きの書留郵便で、日付および署名し、必要に応じてフランス語に翻訳された書類を添付してエネルギー担当大臣に送付しなければならない。この場合、公文書又は行政機関が発行した文書は、公認翻訳者によって公式に翻訳される。
- このファイルには、企業秘密の保護を可能にする機密保持の条件下で、以下の内容が含まれます。
- 1 申請者に関する情報
 - a) 氏名、定款、場合によっては出資比率、固有ID番号またはフランス国外に所在する事業者の商業・企業登録抄本と同等の書類、場合によっては共同体内VAT番号、申請書の署名者の能力、取締役の犯罪記録公報第3号の抄本またはこの最後の書類について、事業者がフランス国外にある場合には同等の書類。
 - b) 所有株式数の構成。
 - c) 申請書に署名する者の能力
- 2 申請者の技術的、財政的、経済的能力を効果的に構成することを正当化する要素。
 - a) 電力供給事業と財務的手段との適合性を正当化する要素、および商法 L. 123-12条を適用した過去3会計年度の年次決算書、またはフランス国外の事業者については同等の会計文書。
 - 例外として、会社が設立されてから3年未満の場合、申請者は以下を提出する必要があります。
 - 利用可能なすべての年次財務諸表または同等の会計文書、および能力または追加の財務保証を正当化する文書、特に金融資産に言及した銀行明細書。
 - 民法第2322条の意味における、申請者を支配する自然人または法人（商法第233条第3項の意味における）を支援する意思表示書（当該自然人または法人の支払能力を正当化する財務書類を添付すること）。
 - b) 該当する場合、フランス銀行格付けまたはフランス国外のオペレーターのためのその他の同等システムの枠組みにおける申請者の信用格付け。

- c) 商法L.233-3の意味における、申請者または申請者が支配する個人もしくは法人、または申請者を支配する個人もしくは法人のネットワーク事業者への未払の支払対象ではないという宣誓陳述書。
- d) 商法第六編に規定される集団訴訟状態、個人破産状態、またはフランス国外に設置された事業者については同等の状態にないことを正当化する要素。該当する場合、申請者は、商法第L.233-3条の意味において、その支配する法人またはその支配する法人が、そのような手続きの対象になっているかどうかを明示しなければなりません。
- e) 再販のための電力購入活動の少なくとも最初の5年間の財務予測で、主な支出および収入の項目を詳細に説明すること。
- f) エネルギー分野、および該当する場合はその他の分野での産業および商業活動のすべての説明。
- g) 申請者、およびフランス商法L.233-3が意味するところの、申請者が支配する、または支配する法人が、欧州連合の他の加盟国、欧州経済領域に関する協定、同等の効力を有する他の協定、またはエネルギー供給に関する他の協定に加盟する他の国において取得した供給認可、およびカテゴリ別の供給顧客数、販売量に関する記述。
- 申請者は、該当する場合、申請者または申請者が支配する法人が、L. 142-31もしくはL. 333-3または他国の法律の同等条項に基づく供給認可の撤回もしくは停止、L. 333-4に定める罰則、またはL. 135-3に基づくCREの調査後に課せられた罰則を受けたことがあるかを示すものとする。
- 申請者または申請者が支配する法人が既に認可を取得している場合、申請者は、その申請の整合性および追加認可の取得の必要性を証明する証拠を提出するものとする。
- h) 公序良俗規定R.2143-7に定められた条件に従って発行された、税金と社会保障の義務を満たしていることを証明する証明書、またはフランス国外で設立された事業者の場合は同等の文書、または過去3ヶ月以内に設立された企業の場合は、管轄当局への登録証明書。
- i) L. 321-15条に言及され、R. 333-4条に従って公共送電システム運用者と作成された契約、またはその活動および供給契約を締結した消費地によって発生したインバランスを担当するBG責任事業者と作成された契約、またはBG責任事業者への添付を含む3°のc)に言及された供給契約のコピー
- 3 申請者のフランス市場における計画的な供給活動に関する情報。
 - a) そのプロジェクトの商業的特性を説明し、その技術的・財政的能力との整合性を正当化する説明書。特に、最終消費者とその損失のためのネットワーク事業者を区別し、前者については国内顧客と非国内顧客を区別した上で、顧客のカテゴリに応じた取得予測と、必要であればネットワーク事業者のサービスエリアによるこれらの顧客の地理的配分を明記すること。
 - b) フランス市場における供給者としての活動を遂行するために直接的に使用する人的、物的、財政的資源と、下請けに出す予定の活動についての説明。申請者は、電力需要を評価し、対応する購入を確実にするために実施される手段や技能、また、下請け業者も含めて適切な顧客管理を確実にするために実施される手段を特に明記すること。特に、顧客獲得や苦情管理の手段を記述する。
 - c) 5年間の詳細な電力供給予測計画。長期契約の締結、発電能力の保有または予約、フォワード市場およびスポット市場での供給、L. 336-1に言及する過去の原子力発電へのアクセス規制の要求など、想定される電力供給源を明記する。
 - d) 第 L.335-2 条に規定された容量義務をどのように果たすかについての説明。
- 4 供給を希望する顧客のカテゴリに応じて設定された販売契約の一般条項。

*1: 「Code de l'énergie」(エネルギー法)・第L333-1条、第R333-1条〜第R333-9条

[Autorisation fourniture électricité | Ministères Écologie Énergie Territoires \(ecologie.gouv.fr\)](https://ecologie.gouv.fr) (2023年2月17日アクセス)

(参考) フランスにおける小売事業者の参入要件



参入要件(*1)

エネルギー法
第L443条-1

- 第L446-1条の規定に従い、ガスの供給は行政当局による許可の対象となります。

第R443-2条

- 第L443-1条に規定される供給認可の発行要求は、日付と署名を付し、受領通知付きの書留郵便で、必要であればその書類をフランス語に翻訳したファイルを添付してエネルギー担当大臣に送付しなければならない。
1. 申請者に関する情報:
 - a) 氏名、定款、固有ID番号、またはフランス国外に所在する事業者の商業・企業登録抄本、取締役の犯罪記録3号抄本、またはフランス国外に所在する事業者の同等文書、申請書の署名者の能力、持株構成、共同体内VAT番号
 - b) その株式保有の構成
 - c) 申請書の署名者の能力
 2. 申請者の技術的、財政的及び経済的能力の効果的な構成を正当化する要素:
 - a) 天然ガス供給事業と財務的手段との適合性を正当化する要素、商法L.123-12条を適用した過去3会計年度の損益計算書および年次貸借対照表、またはフランス国外の事業者の場合は同等の会計文書。
-すべての年次会計帳簿または同等の会計文書、および追加の財務能力または保証を正当化する文書、特に金融資産に言及した銀行明細書。
-民法第2322条の意味における、申請者を支配する自然人または法人を支援する意向書（商法第233条第3項の意味において）、当該自然人または法人の支払能力を正当化する財務書類を添付すること。
 - b) 該当する場合、フランス銀行格付けまたはフランス国外に所在するオペレーターのためのその他の同等システムの枠組みにおける申請者の信用格付け。
 - c) 商法第L.233-3条の意味において、申請者または申請者を支配または管理している自然人または法人は、ネットワーク事業者への未払の支払対象ではないという宣誓陳述書
 - d) 商法第六巻に規定される集団訴訟の状態、個人破産、またはフランス国外に拠点を置く事業者については同等の状況にないことを正当化する要素。また、申請者は、その支配する法人またはその支配する法人が当該手続の対象となったことがあるか否かを明示するものとします。
 - e) 天然ガス供給活動の少なくとも最初の5年間の財務予測で、主な支出・収入項目の詳細。
 - f) エネルギー分野、及び該当する場合はその他の分野での全ての産業・商業活動の説明。
 - g) フランス商法L.233-3の意味において、同社または同社が管理する法人が、該当する場合、欧州連合の他の加盟国、欧州経済領域に関する協定または同等の効力を有する他の協定、あるいはエネルギーの供給について定めた他の協定の締約国で取得した供給認可、ならびに卸売市場での取引活動および最終顧客への供給、これらの各活動の下で販売した量に関する記述。

- h) 公序良俗規定R.2143-7に定める条件に従って発行された税金及び社会保障の義務の遵守を証明する証明書、又はフランス国外で設立された事業者のための同等の文書、又は過去3ヶ月以内に設立された企業のための関係当局への登録証明書。
3. 申請者がフランス市場で実施することを希望する供給活動に関する情報
 - a) 申請者のプロジェクトの商業的特徴を説明し、その技術的及び財政的能力との一貫性を正当化する説明：ガス供給者と消費者、及びこれらのうち、国内需要家と非国内需要家を区別し、どの需要家が導管網に直接接続されるか、ならびに需要家のカテゴリー及びその領土の地域または地域による取得予測を示すことによって対処したい需要家。
 - b) 需要家のカテゴリー及びその領土の地域別のターゲット市場の規模、ならびに5年以内のフランスおよび欧州市場におけるプロジェクトの位置づけ。
 - c) フランス市場でのサプライヤーとしての活動を確実にするために、申請者が自由に使える人的、物的、財政的資源、または直接実施することを約束する、及び下請けに出す予定の活動の説明。申請者は、特に、天然ガスのニーズを評価するために使用される手段とスキル、及び対応する購入を確実にするための技術的及びインフラ基盤、ならびにその下請け業者を含む需要家の適切な管理に専念する手段及びスキルを明記する。特に、需要家獲得と苦情管理の手段について説明する。
 - d) その詳細な5カ年ガス供給計画、及び該当する場合には、長期契約の保有並びに第R.121-1条に規定する条件の下で確保するために、ガス量、送電容量及び最大時間当たり流量において十分な利用可能性を満たすことができることを実証する要素
 - e) 該当する場合、そのバランシングシッパー（ガス供給事業者と契約を締結し、バランシングサービスを提供する事業者）の名称。
 4. 申請者が供給したい需要家のカテゴリーに応じて確立された販売契約の一般条項。
 5. ガス供給源の1つ以上が消滅した場合に他の供給業者と加入している保証契約及び再保険契約の条項、ならびに供給の継続性を確保するためのその他の規定、特に
 - a) 他の供給源からのガスの追加購入。
 - b) ガス貯蔵設備へのアクセス
 6. 直接パイプラインを用いて活動を行う供給業者については、申請者がこのパイプラインにより供給しようとする消費地。

*1: 「Code de l'énergie」(エネルギー法)・第L443-1条、第R443-2条～第R443-9条

[Procédure d'autorisation de fourniture en gaz naturel | Ministères Écologie Énergie Territoires \(ecologie.gouv.fr\)](#) (2023年2月17日アクセス)



(参考) アメリカ・テキサス州における小売事業者の参入要件

参入要件(*1)

●REP(Retail Electricity Provider)認証の申請

- (1) REPとして認定を申請する者は、本条に準拠する能力があることを証明しなければならない。REPとして運営する者、または本条に基づき認証を受ける者は、本条へ継続的な準拠が必要
- (2) 認証申請は、委員会が承認した書式に基づき、宣誓または確約により確認され、申請者の執行役員が署名するものとする。
- (3) 審査期間を延長する正当な理由がある場合を除き、主宰者は、申請から20営業日以内に、申請書が不備か完全かを判断する命令を出さなければならない。不備のある申請（必要な証拠書類のないものを含む）は、申請者の再申請の権利を害することなく却下される。
- (4) 証明書申請中、申請者は、申請書に記載された情報に重大な変更があった場合、10営業日以内に委員会に通知しなければならない。
- (5) 審査期間を延長する正当な理由がある場合を除き、委員会は、申請書の提出から90日以内に、申請を承認、却下、または修正を加えて承認する命令を出すものとする。

●基本要件

- (1) 証明書上の名称：すべての小売電気事業は、交付された証明書に記載された名称により提供されるものとする。申請者が法人の場合、委員会は、申請者の法人名で証明書を発行するものとする。
- (2) 事務所要件：REPは、顧客サービスを提供し、訴状送達を受理し、REPのPURAおよび委員会規則の遵守を証明するのに十分な帳簿および記録を当該事務所で利用可能にする目的で、テキサス州内に事務所を継続的に維持するものとする。REPのこの要件を満たす事務所は、郵便箱ではない物理的な住所を有し、上記3つの機能を果たすことができる場所である。本項における要件の遵守を評価するために、委員会職員は、通常の営業時間内にいつでもREPの事務所を訪問することができる。申請者は、テキサス州に所在する事務所を手配していることを証明しなければならない。

●財務的要件

- (1) 資本へのアクセス：REPは、本項第(A)号または第(B)号の要件を満たしていなければならない。
 - (A) 本項の要件を満たすことを選択したREPまたはその保証人は、以下を証明し維持しなければならない。
 - (i) 投資適格の信用格付を有すること。
 - (ii) 1億ドル以上の有形純資産、1.0以上の流動比率（流動資産÷流動負債）、および0.60以下の総資本に対する負債比率。ただし、すべての計算において、電力契約および供給ヘッジとして使用する金融商品の時価評価から生じる未実現損益を除外し、当該計算の正確さを証明するREPの執行役員による宣誓書により裏付けされる。

(B) 本号の要件を満たすことを選択したREPは、認証を得る目的で、一般に認められた会計原則に従って決定された100万ドル以上の株主資本を証明しなければならない。REPまたはその保証人は、認証を維持する目的で、委員会に支払う額面50万ドルの取消不能の信用状を提供し維持しなければならない。

●技術的および経営的要件

- (1) REPは、顧客契約、PURA、委員会規則、ERCOTプロトコル、その他適用法に従い、顧客に継続的かつ信頼できる小売電気サービスを提供する技術的・経営的資源および能力を有しなければならない。

●顧客保護要件

- (1) REPは、開示要件、販売ガイドライン、差別禁止要件および本節の要件を含む、適用されるすべての顧客保護要件に従うものとする。
 - (1) 報告および認証の変更に関する要件。REPの証明書を維持するため、REPは、以下の要件に従い、証明書情報を最新の状態で維持しなければならない。
 1. REPは、事業所の住所、電話番号、正式な連絡先、またはその他の連絡先情報に変更があった場合、5営業日以内に委員会に通知しなければならない。
 2. 宣誓供述書を提出することにより本項の証明要件を遵守していることを証明するREPはEPは、委員会による認証申請の承認の根拠として提供された情報に重大な変更があった場合、10営業日以内に認証の修正を申請するものとする。
 3. REPは、支配権の変更を含む重大な変更が発生する前に修正申請を行うことにより、事前の承認を求めることができる。REP証明書の譲渡は、重大な変更である。

*1：「Texas Administrative Code」TITLE 16 ECONOMIC REGULATION(16 TAC 25.107)



(参考) アメリカ・テキサス州における小売事業者の参入要件



参入要件(*1)

- 「組織報告書 Form P-5」の提出事業者
 - ・ 石油・ガス州規則1に従い委員会の石油・ガス部門の管轄内で業務を行うすべての事業体、およびパイプライン安全州規則58に従い委員会の安全部門の管轄内で業務を行う各ガス・液体会社および各マスターメーターオペレーター
- 提出時期
 - ・ 最初の組織報告書については、テキサス鉄道委員会の管轄内で業務を開始する前に提出する必要がある
- Form P-5の具体的な項目
 - No.1: 申請目的
 - No.2: RRCオペレータ番号は、P-5の最初の提出後に割り当てられる。オペレータ番号は、委員会に提出するほとんどの報告書やフォームに必要となる。
 - No.3: 組織の正式名称を記入
 - No.4: すべての提出書類について、適切な組織プラン（株式会社、ジョイントベンチャー等）を記入
 - No.5: 外国または非居住者の組織（テキサス州外に居住）である場合、あなたは州内のテキサス居住代理人を指定し維持する必要がある。また、Form P-5O (Organization Report Officer Listing)に役員の住所を個別に記載する代わりにテキサス居住代理人を指定することも可能。
 - No.7: 組織を再編して組織名を変更した場合、チェックボックスにチェックを入れ、以前の組織名と事業者番号を記入。
- 申請手数料
 - ・ 新規申請手数料は300ドル。
- 財務保障
 - ・ テキサス鉄道委員会が規制する事業のほとんどについて一定の財務保証を提出・維持することを要求。
- その他提出が必要な書類
 - ・ 「組織報告書 役員名簿」

*1: [Summary of Requirements and Responsibilities \(texas.gov\)](https://www.texas.gov/summary-of-requirements-and-responsibilities) (2023年2月17日アクセス)
RAILROAD COMMISSION OF TEXAS Oil and Gas Division 「ORGANIZATION REPORT FORM P-5」



(参考) アメリカ・ニュージャージー州における小売事業者の参入要件

参入要件(*1)



- 認可にあたっては、氏名、住所、電話番号、会社の経歴など、サプライヤーに関連する基本情報の提出を含むものとする。また、認可を受けるためには以下を提供する必要がある。
 - (a) 財務の健全性を証明するもの。
 - (b) 本州及び他州において、小売事業者となる会社、その子会社、関連会社、親会社が関与した懲戒手続きや法執行当局による措置等に関する情報。
 - (c) 小売事業者が有する利害関係。
 - (d) サプライヤーの州内代理人の名前と住所。
 - (e) サプライヤーの州内カスタマー・サービス代理店の名称と住所。
- 北米電気信頼性協議会中部大西洋地域協議会またはその後継者であるPJM相互接続が定めるすべての信頼性基準を満たすことに同意すること。
- 財務健全性の証明書類
 - (1) 公認会計士による無限定適正意見のついた財務諸表
ただし、事業を開始して間もない場合は以下の提出で良い。
 - (a) 創設以来の損益計算書及び貸借対照表
 - (b) 信用調査機関が作成した信用報告書または格付け
 - (2) 認可を受けた金融機関 (Licensed lending institution) からの推薦状 (リファレンス)
 - (3) 1年後の貸借対照表の計画
 - (4) 公開企業の場合、過去 2 年間の SEC 提出書類

参入要件(*2)



- 認可にあたっては、氏名、住所、電話番号、会社の経歴と概要、ガス供給業者が提供するサービスまたは製品のリストなど、ガス供給業者に関わる基本情報の提出が含まれるものとする。また、認可を受けるためには以下を提供する必要がある。
 - (a) 財務の健全性を証明するもの。
 - (b) 本州またはその他の州において、小売事業者となる会社、その子会社、関連会社、親会社が関与した懲戒手続きや法執行当局による措置等に関する情報。
 - (c) ガス供給事業者が有する利害関係。
 - (d) 訴状送達を受領する権限を有するガス供給業者の州内代理人の名前と住所。
- 理事会、または信頼性基準を設定する権限を有する他の州、地域、連邦、または業界団体により設定された全ての信頼性基準を満たすことに同意すること。理事会は、他の州、地域、連邦、または業界団体により制定された基準が、本州の小売顧客に対する安全、適切、適切、かつ信頼できるガス供給サービスの提供を保証するには不十分であると判断した場合、ガス容量の妥当性を確保するためにガス供給業者に適用される特定の基準を制定することができる。
- 財務健全性の証明書類
 - (1) 公認会計士による無限定適正意見のついた財務諸表
ただし、事業を開始して間もない場合は以下の提出で良い。
 - (a) 創設以来の損益計算書及び貸借対照表
 - (b) 信用調査機関が作成した信用報告書または格付け
 - (2) 認可を受けた金融機関 (Licensed lending institution) からの推薦状 (リファレンス)
 - (3) 1年後の貸借対照表の計画
 - (4) (6) 公開企業の場合、過去 2 年間の SEC 提出書類

*1 : NJBPU 公益事業委員会 | BPU について ([state.nj.us](https://www.state.nj.us/bpu/)), D Bill S604 Pamphlet Law Reprint.pdf ([state.nj.us](https://www.state.nj.us/bpu/)) (2022年8月30日アクセス)

*2 : NJBPU 公益事業委員会 | BPU について ([state.nj.us](https://www.state.nj.us/bpu/)), E Bill S605 Pamphlet Law Reprint (3) Natural Gas.pdf ([state.nj.us](https://www.state.nj.us/bpu/)) (2022年8月30日アクセス)

卸供給契約の内容については当事者間で決定されるものであるが、フランスにおいては、EDFやEngieといった支配的事業者が存在するが故に、CREにおいては、卸売市場の透明性や適正な競争環境の監視権限が行使されている

フランスにおける卸供給事業者に対する規制(*1)(*2)

- フランスの法律では、小売事業者への電力の販売、特に長期的な電力購入契約の締結を規制する特定の法的規定はない。そのため、電力購入契約の標準形態(長期・短期を問わず)はなく、その内容は当事者間で自由に決定される。
- 卸売市場は、「市場の濫用を禁止する卸売エネルギー市場の完全性と透明性(REMIT)に関する規則(EU)」(2011年12月27日)によって設定された規則に従って、CREによって監視されている。CREは、これらの市場を監督する責任があり、以下を確保する必要がある。
 - 卸売市場の透明性
 - 公正で競争の激しい市場
- 卸売市場の監視には、次のものが含まれる。
 - サプライヤー、株式仲買人、生産者間の卸売市場における取引の監督
 - 国境を越えた取引所の監督
 - オファー間の一貫性、技術的及び財務的制約を監督する

*1：調査対象国において、卸供給事業者に対する規制について特別な記載は見受けられなかったため、ここでは該当の記載のあったフランスについて記述する。

*2：[Electricity regulation in Germany: overview | Practical Law \(thomsonreuters.com\)](#) (2022年8月30日アクセス)

各国における発電事業制度及び小売電気事業制度は以下のとおり



各国における発電事業制度の概要

イギリス	● 伝統的に化石燃料（石炭、北海石油・天然ガス）によるエネルギー自給を達成してきた ● 2000年に入り、北海油田・ガス田の枯渇により2004年からはエネルギーの純輸入国に転じた。 ● 原子力開発についてもその黎明期から手がけている ● 2008年に制定されたエネルギー法では、2050年の温室効果ガス(GHG)削減目標を1990年比で80%と設定し、その達成に向け、再エネの開発や省エネの推進を精力的に進めてきた。 ● 発電電力量の構成割合はLNG36%、原子力16%、石炭2%、水力2%、再エネ等44% (2020年)。
ドイツ	● 化石燃料のうち、石炭・LNGの比率が高く、原子力については、2020年には、ドイツで6つの原子力発電所が稼働していたが、ドイツ政府は段階的廃止計画をたてており、すべての原子力発電所は2022年末までに停止する予定。 ● 2019年、再エネは総発電量の47%を占め、陸上及び洋上風力、太陽光、バイオマス、水力、その他再エネで構成される。 ● RWE、E.ON、EnBW、Vattenfall(Big4)、及びLEAGの5社で卸電力取引量の70.1% (2019年) を発電。 ● 発電電力量の構成割合は石炭23%、LNG18%、原子力12%、水力3%、再エネ等34%(2020年)。
フランス	● EDFは、フランスのすべての原子力発電所を所有・運営。 ● EDFは、2019年の電力生産設備の79.8%を保有し、Rhône国立公社、Engie社、小規模の独立系生産者が残りの電力生産を担った。 ● 発電電力量の構成割合は原子力67%、水力13%、LNG7%、石炭1%、石油1%、再エネ等12% (2020年)。
テキサス	● テキサス州はアメリカの石油・ガス産業の中心地であると同時に、風力発電の最大手州。 ● 同州は米中央部を縦断する通称「風の回廊」(Wind Energy Corridor)の南端にあり、州西部や南部メキシコ湾岸には多数の風力発電所が立地。風力、太陽光、太陽熱を合わせた再エネ発電量は23.9%で、全米1位。2位のカリフォルニア州とも11.4%と、2倍以上の差をつけている。 ● 発電電力量の構成割合はLNG47%、風力29%、石炭15%、原子力8%、その他1%(2022年11月時点)。
ニュージャージー	● 歴史的に、石炭火力は発電電力量の一定割合を担っており、2000年には、同州には10基の石炭火力発電所が稼働していたが、2019年5月には、最後に残った3つの石炭火力発電所のうち1つが正式に運転を停止し、現在の主力電源はLNGへと移行。 ● 発電電力量の構成割合は原子力49%、LNG48%、再エネ3%(2022年11月時点)。
日本	● 我が国の電気事業は、当初、火力発電により開始した後、水力発電が中心となり、昭和30年代までの電源構成では水主火従方式が採用。 ● 戦後の経済発展に伴う電力需要の増大を踏まえ、すべてを水力で賄うことが困難となり、火力発電技術の進歩、中東油田開発による原油価格の安定等により、火主水従方式へと移行した。 ● 1970年代の石油危機を踏まえ、電源の多様化がすすめられ、原子力発電やLNG火力発電の技術開発が進み、2010年頃には総発電電力量の半分程度が火力、3割程度が原子力、1割弱が水力で構成される状況となった。 ● 東日本大震災を経て、原子力のほとんどが稼働しない中、火力への依存度が高まる一方、太陽光を中心とした再エネの発電量が増加する状況にある。 ● 発電電力量の構成割合は、LNG39%、石炭31%、再エネ12%、水力8%、石油6%、原子力4%(2020年)。

各国における発電事業制度及び小売電気事業制度は以下のとおり



各国における小売電気事業制度の概要

イギリス	● 1989年電力法(Electricity Act 1989)制定以後、1990年前半より段階的に民営化が実施、1999年には小売部門を含む全面自由化が実施された。 ● 自由化開始以降、2000年代前半までに、既存の小売事業者は、大規模な再編を経て6社に集約。 ● 2014年までは、Big6が市場シェアの90%以上を占めていたが、その後、新規サプライヤーが多数登場した後、継続的にそのシェアを伸ばし、2019年には約30%に達した。
ドイツ	● 1998年改正エネルギー事業法により、1998年に小売全面自由化が開始。 ● 小売全面自由化後、低圧料金の事実上の規制料金として機能していた事前認可規制は、2005年改正エネルギー事業法(EnWG 2005)により、2007年7月に撤廃された。 ● 2020年12月現在、ドイツの電力市場で活動しているエネルギー供給会社は約890社。これらの企業の半数以上は、需要家が10,000未満となっている。 ● 地域横断の小売事業者には、E.ON、EnBW、Vattenfall、EWEなどの大規模事業者で構成され、そのほとんどは電力生産及び/または電力供給だけでなく、電力取引にも積極的。
フランス	● 1946年以来、EDFは生産、供給、流通、送電を担当する独占企業 ● 1999年2月より段階的な自由化が実質的に開始し、2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家が自由化対象となり、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。 ● 自由化後も規制料金と自由料金が併存していたが、2016年以降大規模需要家に対する規制料金は撤廃されるとともに、原子力発電電力アクセス制度(ARENH)が措置され、EDFに対して小売事業者への原子力発電設備により発電した電力を卸売することが義務付け。 ● 依然として、EDFは、発電・小売部門で圧倒的なシェア(いずれも約80%)を有する。
テキサス	● 1999年に成立したテキサス州電力再編法に基づき、小売全面自由化と垂直統合事業者のアンバンドリングが規定 ● 2002年1月より、すべての需要家が小売事業者(REP)から供給を受けられることとなった。 ● 2004年12月末まで既存事業者に対して一定水準での料金による電力供給が求められたが、2005年1月以降は既存小売事業者も「自由料金」で電力供給することが許容された(基準価格との併用)。 ● 2007年1月に「基準価格制度」が廃止され完全に料金が自由化された。
ニュージャージー	● 1999年2月にエネルギー関連法(EDECA)が成立し、小売と送配電が分離され、需要家は小売事業者を選択可能となったXXXXXXXXXXXX
日本	● 1995年12月に特定地点での小売供給が認められ(特定電気事業者)、小売電気事業の自由化が開始された。 ● 2000年3月に特高、2004年4月より高圧需要家(一部)、2005年4月よりすべての高圧需要家が自由化され、低圧部門を除いた需要家に対して新規参入事業者が供給することが可能となった。 ● 2011年の東日本大震災を契機とした電力システム改革の一つとして、2016年4月に小売全面自由化が行われ、すべての需要家への小売供給が自由化されることとなった(消費者保護の観点から低圧需要家向けに規制料金が残っている(経過措置料金))。

各国における小売ガス事業制度は以下のとおり

各国における小売ガス事業制度の概要



イギリス	● 小売ガス事業についても電力と同時期の1990年代以降自由化が進められ、全面自由化が実施されている。 ● 電力と同じく Big6 が大きな市場シェアを持っており、中でも British Gas 社が家庭用市場で一番大きなシェアを持っている。XXXXXXXXXXXX
ドイツ	● 家庭用ガス小売市場も、電力と同じく1998年改正エネルギー事業法に基づき、自由化が開始された。XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
フランス	● 1998年第一次EUガス指令を受け、2000年8月から、発電事業者・熱電併給事業者、及び年間ガス使用量約1,855万m³以上の需要家に対する小売自由化が開始され、2003年8月には年間ガス使用量約650万m³以上の需要家へ対象が拡大された。さらに、2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家(すなわち産業用・商業用部門)が自由化対象となった。その後、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。 ● ガス小売市場も、電力と同様、規制料金と市場料金が併存する形となっている。多くの需要家はEngieが提供する規制料金にとどまる状況となっていたが、電力と比較すると、特に産業用・商業用部門では市場料金への選択が進展している。
テキサス	● ガス小売については、テキサス州においては大口小売のみが自由化されており、家庭用小売は規制領域となっている。 ● そのため家庭用ガス小売市場においては、競争的市場環境は、特に形成されておらず、州内の家庭用需要家に対しては、ガス配給事業者(LDC: Local Distribution Company) もしくは公営事業者が供給責任を負っており、テキサス州鉄道委員会(TRC: Texas Railroad Commission) の承認に基づく規制料金による供給となっている。
ニュージャージー	● 小売ガス事業においても、電力と同様、1990年後半に規制緩和が行われ、新規事業者が参入。XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
日本	● 1995年に年間ガス使用量200万m³以上の需要家を対象とした部分自由化が開始して以降、段階的に小売自由化が進展し、2007年に自由化の範囲は同10万m³以上の需要家まで拡大した。 ● 電力システム改革と並行してガスシステム改革の議論も進展し、2016年4月の電力の小売自由化の1年後の2017年4月にすべての需要家への小売供給が自由化されることとなった(ガスの小売全面自由化)。

イギリスにおける発電構成は、LNG、原子力や再エネが主力。小売事業制度においては、電力・ガスともにBig6と呼ばれる大規模事業者が大きなシェアを有している

イギリスにおける発電事業制度及び小売事業制度

発電事業 制度の変遷(*1)

- 発電ライセンスの供与事業者は約340社。
- 化石燃料：イギリスは、産業革命以来のエネルギー源である石炭に加えて、1960～70年代には北海での石油、天然ガスの開発が本格化し、1980年以降、20年間にわたってエネルギー自給を達成してきたが、2000年に入ると北海の油田・ガス田の枯渇で生産量が年々減少し、2004年からはエネルギーの純輸入国に転じた。
- 原子力：原子力開発についてもその黎明期から手がけてきており、原子力発電については、2017年12月時点の運転中の原子力発電ユニットは15基、合計1,036万kWと、国内総発電量の約2割を占める。
- 再エネ・省エネ：2000年代初頭から、積極的にエネルギー・環境対策に取り組んでおり、特に2008年に制定されたエネルギー法では、2050年の温室効果ガス（GHG）削減目標を1990年比で80%と設定し、その達成に向け、再エネの開発や省エネの推進を精力的に進めてきた。
- 2020年における発電電力量の構成割合はLNG36%、原子力16%、石炭2%、水力2%、再エネ等44%となっている(*2)。

小売電気事業 制度の変遷(*3)

- 電力自由化以前、各地域で国有電力会社が独占的に電力を供給する体制となっていたが、サッチャー政権における公益事業の民営化政策の流れを受けて、1989年電力法(Electricity Act 1989) 制定以後、1990年前半より段階的に民営化が実施され、1999年には小売部門を含む全面自由化が実施された。
- 1990年前半の自由化前まで、配電事業者が14の供給地域ごとに存在しており、供給区域内の需要家に対し、電力供給を実施していたが、自由化開始以降、2000年代前半までに、既存の小売供給事業者は、大規模な再編を経て5社に集約。現在は、自由化後に参入した大手ガス事業者である British Gas社を含め、大手6社がいわゆるBig6(*4)として事業を展開している。
- 2014年までは、Big6が市場シェアの90%以上を占めていたが、その後、新規サプライヤーが多数登場した後、継続的にそのシェアを伸ばし、2019年には約30%に達した(*5)。

小売ガス事業 制度の変遷(*3)

- 小売ガス事業についても電力と同時期に全面自由化が実施されている。
- 電力と同じく Big6 が大きな市場シェアを持っており、中でも British Gas 社が家庭用市場で 最も大きなシェアを持っている。

*1： [1. エネルギー政策動向 - 英国の電気事業 | 電気事業連合会 \(fepc.or.jp\)](#) (2022年8月15日アクセス)

*2： [イギリス | データ集 | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPIC\)](#) (2023年2月13日アクセス)

*3： 平成 29 年度産業経済研究委託事業「[電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書](#)」(2018年3月30日)

*4： British Gas, EDF Energy, E.ON UK, Npower, Scottish Power, Ovo Energy(SSE)

*5： Oxera「[Review of Ofgem's regulation of the energy supply market](#)」(2022年5月2日)

ドイツにおける発電事業制度及び小売事業制度

*1: [ドイツの電力規制:概要 |実法学 \(thomsonreuters.com\)](https://www.thomsonreuters.com/jp/japanese/electricity-regulation-overview) (2022年8月15日アクセス)
 *2: [ドイツ、脱原発先送りへ 23年4月まで稼働可能に - 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](https://www.nikkei.com) (2023年2月17日アクセス)
 *3: [ドイツ | データ集 | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPIC\)](https://www.jepic.jp/) (2023年2月13日アクセス)
 *4: 平成 29 年度産業経済研究委託事業「電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書」

フランスにおいては、EDFが建設・運転する原子力が総発電量の7割程度を占めており、小売事業においても、電力・ガスともにEDF及びEngieの2大事業者が大きなシェアを有している

フランスにおける発電事業制度及び小売事業制度

発電事業 制度の変遷(*1)	● EDFは、フランスの電力市場で最多のシェアを有しており、かつての独占事業者であるとともに、フランスのすべての原子力発電所を所有・運営している。 ● EDFは、2019年の電力生産設備の79.8%を保有し、ローヌ国立公社、Engie社(旧GDF Suez社)、小規模の独立系春電事業者が残りの電力生産を担った。 ● 2020年における発電電力量の構成割合は原子力67%、水力13%、LNG7%、石炭1%、石油1%、再生エネルギー等12%(*2)。
小売電気事業 制度の変遷(*2)	● 1946年以来、EDFは発電、送電、配電、小売を担当するフランスにおける独占事業者だったが、2000年代以降、フランスのエネルギー市場は徐々に開放され、発電・小売は自由化された結果、配電ネットワークはエネディスと地元の配電事業者が、送電はRTEが管理し、小売事業における競争環境は段階的に導入されている。 ● 具体的には、1996年の第一次EU電力指令に沿う形で1999年2月より実質的に段階的な自由化が進んだ（フランスにおける電力自由化法の立法は2000年2月）。 ● 2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家が、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。 ● 自由化後も規制料金と市場料金が併存していた（※EDFの規制料金は原子力発電に基づくものであり競争力があつた）が、2016年以降大口需要家に対する規制料金は撤廃された。 ● 2016年以降原子力発電電力アクセス制度（ARENH：Acces regule a l'electricite nucleaire historique）が整備され、EDFは小売事業者に対して原子力発電設備により発電した電力を卸売することが義務付けられている。新規参入事業者に対しては、EDFの小売部門と同じ条件で原子力発電の電力を利用できる価格水準で一定量を卸売する必要がある。 ● 上記のような経緯を経ているものの、EDFは依然として、発電・小売部門で圧倒的なシェア（いずれも約80%）を有する。
小売ガス事業 制度の変遷(*3)	● 1998年第一次EUガス指令を受け、2000年8月から、発電事業者・熱供給事業者及び年間ガス使用量約1,855万m³以上の需要家に対する小売自由化が開始され、2003年8月には年間ガス使用量約650万m³以上の需要家へと小売自由化の対象が拡大された。さらに、2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家(すなわち産業用・商業用部門)が自由化対象となった。その後、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。 ● ガス小売市場も、電力と同様、規制料金と市場料金が併存する形となっている。多くの需要家はEngieが提供する規制料金にとどまる状況となっていたが、電力と比較すると、特に産業用・商業用部門では市場料金への選択が進展している。

*1: [フランスの電力規制:概要|実法学 \(thomsonreuters.com\)](https://www.thomsonreuters.com/jp/ja/legal/regulation-of-the-energy-market/) (2022年8月15日アクセス)

*2: [フランス|データ集|一般社団法人海外電力調査会 \(JEPIC\)](https://www.jepic.com/) (2023年2月13日アクセス)

*3: 平成29年度産業経済研究委託事業「[電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書](#)」



テキサス州においては、LNG・石炭を主とする火力及び風力発電が発電構成の主体となっており、小売事業においては、電力においては全面自由化、ガスにおいては大口のみ自由化されている

テキサス州における発電事業制度及び小売事業制度

発電事業 制度の変遷(*1)	● テキサス州はアメリカの石油・ガス産業の中心地であると同時に、長い間、風力発電の最大手州でもある。 ● テキサス州は米中央部を縦断する通称「風の回廊」(Wind Energy Corridor)の南端にあり、州西部や南部メキシコ湾岸には多数の風力発電所が立地。風力発電は、テキサス州の総発電量の約20%を構成(2019年)し、風力発電量としては全米1位(2位はカリフォルニア州)を誇る。 ● 2022年11月時点の発電電力量の構成割合はLNG47%、風力29%、石炭15%、原子力8%、その他1%となっている(*2)。
小売電気事業 制度の変遷(*3)	● 1999年にテキサス州電力再編法が成立し、小売部門全面自由化と垂直統合事業者のアンバンドリングが規定され、2002年1月より、すべての需要家が小売供給事業者(REPs: Retail Electric Providers)から供給を受けることとなった。 ● 既存小売事業者には2004年12月末または新規参入事業者が40%の市場シェアを獲得するまで「基準価格(1999年9月1日時点の規制料金より6%安いものに燃料費を調整したもの)」で電力を供給することが求められた。2005年1月以降は既存小売事業者も「自由料金」で電力供給することが許された(基準価格との併用)。2007年1月に「基準価格制度」が廃止され、小売料金は完全に自由化された。
小売ガス事業 制度の変遷(*3)	● 小売ガス事業については、テキサス州においては大口小売のみが自由化されており、家庭用小売は規制領域となっている。 ● そのため家庭用ガス市場においては、競争的市場環境は、特に形成されておらず、州内の家庭用需要家に対しては、ガス配給事業者(LDC: Local Distribution Company)もしくは公営事業者が供給責任を負っており、テキサス州鉄道委員会(TRC: Texas Railroad Commission)の承認に基づく規制料金による供給となっている。

*1: [テキサス州、石油・ガスと脱炭素の二刀流へ\(米国\)](#) | グリーン成長を巡る世界のビジネス動向 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ(jetro.go.jp) (2022年8月15日アクセス)

*2: [U.S. Energy Information Administration - EIA - Independent Statistics and Analysis](#) (2023年2月17日アクセス)

*3: 平成29年度産業経済研究委託事業「[電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書](#)」



ニュージャージー州においては、発電構成の大半をLNG火力と原子力が占めており、小売事業においては、電力・ガスともに全面自由化がなされている

ニュージャージー州における発電事業制度及び小売事業制度

発電事業 制度の変遷(*1)	● 2022年11月時点のニュージャージー州の発電構成は原子力(49%)、LNG火力(48%)および再エネ(3%)となっている(*2)。歴史的に、石炭火力は発電電力量の一定割合を担っており、2000年には、同州には10基の石炭火力発電所が稼働していたが、2019年5月には、最後に残った3つの石炭火力発電所のうち1つが正式に運転を停止し、同州のエネルギーミックスから石炭火力がほぼ姿を消している。 ● 過去数十年にわたる石炭からLNGへの移行は、NJBPUとニュージャージー州環境保護局(NJDEP)の、連邦クリーンエネルギー法における権限により実現したもの。
小売電気事業 制度の変遷(*3)	● 1999年2月9日に、N.J.S.A.48:3-49, et seq, the Electric Discount and Energy Competition Act, (EDECA) が成立し、電力事業の規制緩和を進め、小売と送配電が分離され、需要家は新たな小売事業者を選択可能となった。 ● 小売電気事業者はthe New Jersey Board of Public Utilities(BPU)から免許を付与される。 ● 規制緩和とともに、既存事業者の保有資産売却を進め、新規事業者と同様に市場調達に切替を進めた。
小売ガス事業 制度の変遷(*3)	● 小売ガス事業においても、電力と同様、1990年後半に規制緩和が行われ、新規事業者が参入。

*1 : 「2019 NEW JERSEY Energy Master Plan Pathway to 2050」(2020年1月27日)

*2 : [U.S. Energy Information Administration - EIA - Independent Statistics and Analysis](#) (2023年2月17日アクセス)

*3 : [NJ Power Switch | Know | Your Rights](#) (2022年8月26日アクセス)



イギリスにおいては、競争促進政策が積極的に行われた一方、2020年以降事業環境の悪化に伴って多数の事業者破綻を招いており、2022年に一連の制度設計に対して外部専門家によるレビューが実施された

Ofgemの規制アプローチが小売事業者に与えた影響(*1)

2020-2021年において多数の事業者が破綻するまでの小売市場におけるOfgemの規制アプローチ

- Ofgemは、小売市場における新規事業者の参入を促し、参入障壁を下げることによって、可能な限り競争を促進する政策を採用
- 2014～16年に競争・市場庁(CMA)が実施した自由化以降の同分野を評価する詳細なエネルギー市場調査の結果において、「エネルギー小売市場における高い価格による消費者の不利益が年間14億ポンドであること」が示され、「小売市場における消費者不利益を減らす手段として、競争に対する政策と規制の必要性」が強調されたことにより、業界におけるより高い品質水準と技術革新を奨励する手段として、競争の実現とスイッチング率の向上という規制に重点が置かれてきた
- 市場への規制に重点を置くOfgemのアプローチは、小売事業者が市場に参入し、最小限の自己資本を投入しながら一定の規模に成長する機会を創出した

- 急成長した新規参入事業者のビジネスモデルは以下2つに分類される

成長モデル	サービスを提供する前に需要家から前払料金を受け取ることに依存し、これを事業のオペレーションコストに充当し、短期的なショックに対するバッファとして機能させ、成長の結果として前受残高の増加に依存し、将来の負債を先取りするモデル
タイミングモデル	市場の有利なタイミングで参入し、低水準のスポットレートに基づいて顧客と長期供給契約を締結し、ヘッジの対象や期間を減らしてコストを削減することにより、コストをかけてヘッジ対応を行っている競争事業者を凌駕するモデル

破綻・撤退による影響の増大

- 上記ビジネスモデルを採用することで急成長した小売事業者の多くは、2020-2021年の市場価格変動によるショックにさらされることとなり、その結果、より持続可能で長期的なビジネスモデルに比べて財務的な強度が低下する事業者が多発し、市場価格の変動と複数の事業者の破綻が相関的に発生
- 変動料金メニューにおける上限価格とSoLRの制度においては、市場価格が高騰するほどその差額が拡大し、破綻によるすべての需要家で負担するコストがさらに拡大する(*2)

破綻事業者の多くに見られた共通点

- 破綻までの数年間自己資本残高がマイナス
- 流動比率が小さく、運転資本が少ない
- 運転資金を顧客信用残高(CCB)に過度に依存
- ヘッジ手段がとられていない/実質的にヘッジが行われていない

事業開始時

- 電力調達についてリスクケースを含めた定量的な計画の作成・提出を要請

*1 : Oxera「Review of Ofgem's regulation of the energy supply market」(2022年5月2日)

*2 : 変動料金メニューにおける上限価格及びSoLRと市場価格とのギャップについては最終的にSoLR賦課金等により広く需要家から回収されることとなり、2021年12月までにSoLR賦課金としてOfgemにより承認された18億ポンドについては、2022年4月から2022年9月にかけて需要家より回収されることとなる

（１） 諸外国における小売電気事業制度の調査等
② イギリスにおける財務規制

イギリスにおいては、規制当局であるOfgemにより、小売事業者に対するストレステストが立案・実行されている

イギリス・Ofgemのストレステストに関する調査結果



目的	①電気料金が高くなる状況が発生するか、②需給逼迫の際にも供給可能かにつき確認。
確認事項	主な顧客等の状況、資金調達先、主要なキャッシュフローなど。
実施方法	- 通常の需給バランスのケースと需給逼迫のケースの各シナリオに対してシミュレーションを実施。 - テンプレートはOfgemが作成し、小売事業者に展開。小売事業者はシミュレーション結果をOfgemに報告。 - 実施頻度は通常は年1回。他方で、市場の変動が激しい場合などは年3-4回になる可能性あり。 - 現在、ストレステストの方法はアップデートが進められており、より厳格化する方向で検討中。 - 電力とガス双方を供給する事業者について両事業を一体としてテストを実施。
使用する情報	- 顧客への電力・ガスの供給量 - 資本金 - 親会社からの資金提供状況、債権者に係る情報 など
テスト結果の公表	- 現時点ではストレステストの結果は非公表。 - 確認結果について、Ofgemと協業するコンサルタント等を除き、第三者による監査や検証は実施せず。
結果の活用方法	- ストレステストに不適合の場合、ライセンス状況における罰金を科すことその他、ライセンスの取り消しについても議論中 - 現時点で財務状況が健全な事業者についても、需給逼迫シナリオにおけるストレステストに不適合の場合、Ofgemがその要因を検証し、事業者に変更を加えるよう要請。
その他	- Ofgemでは、TSOであるNational Gridの人員も含めて、20-30人体制でストレステストを実施。 - ストレステストの実施にあたって非協力的な事業者については、ライセンスの取り消しを実行。

事業期間中

- ストレステストを実施（通常は年1回、市場価格や燃料価格等の変動が激しい期間は年複数回）

日本の金融業界においては、金融庁による各金融機関に対するストレステストがすでに実行されてきた

日本の金融業界におけるストレステストとイギリスのストレステストの比較結果

	日本・金融業界におけるストレステスト	イギリス・ストレステスト
実施目的	リスクシナリオに応じた不測の事態に備えるため(*1)	リスクシナリオに応じた①電気料金高騰への影響、②需給逼迫の際における供給可能性を確認するため
実施主体	日本銀行・金融庁（一斉ストレステスト） 2019年12月に大手5行（MUFG、SMFG、みずほFG、SMTH、農林中金）に対して、共通シナリオを提示して、一斉ストレステストの第1回を実施し、今後も定期的に実施予定(*2) - 各金融機関（自主的なストレステスト） - 業務運営に影響を与えるさまざまなストレス事象を想定したストレステストを実施するほか、グループベースでの財務影響を分析、把握した上で、ストレスイベントが顕在化したときの対応をあらかじめ検討するなど、リスク管理の高度化に取り組んでいる(*3)	Ofgem（National Gridや外部コンサルタントの人員も含めて20～30人体制）により、通常年に1回実施。市場の変動が激しい場合などは、年3～4回になる可能性あり
実施方法	- 一般に発生確率が低いと考えられるリスクシナリオを複数設定するとともに、ヒストリカルデータから異常な環境下のものを抽出し、その発生確率や変動パターンを当該シナリオに当てはめ、現在のポジションが抱える潜在的なリスク量を計測(*1) - ストレステスト手法としては、足元の経済状況や今後の見通し、過去のストレス事象等を踏まえ、金利リスクや株価リスクにストレスを設定するシナリオを設定し、損失額を算出する方法等を実施(*4)	- 通常の需給バランスの場合と、需給逼迫の場合の各々のリスクシナリオに対して、シミュレーションを実施 - テンプレートはOfgemが作成し、小売事業者に展開。小売事業者は、シミュレーション結果をOfgemに報告 - 現在、ストレステストの方法はアップデートが進められており、より厳格化する方向で検討中
実施結果	- ストレステスト結果を踏まえ、リスクアパタイトの適切性や業務計画等の妥当性検証及び自己資本充実度の評価等に活用(*5) - 日本銀行・金融庁の一斉ストレステストの結果は「金融システムが安定を維持している現在の状況下では、マクロのテスト結果に加えて、個別対象先の一斉ストレステストの結果を公表するメリットは乏しい」とし、具体的な結果は非公表(*2)	- 確認結果について、Ofgemと協業するコンサルタント等を除き、第三者による監査や検証は実施せず - ストレステストに不適合の場合、ライセンス条件における罰金を課すことのほか、ライセンスの取り消しも現在議論中 - 現時点で財務状況が健全な事業者が、需給逼迫シナリオにおけるストレステストに不適合の場合、Ofgemが、その要因を検証し、事業者に変更を加えるよう要請 - 現時点では、ストレステストの結果は非公表
その他	- 欧米の金融機関においても、リスクシナリオが経営に与える影響を捕捉し、業務方針を決定、修正するための自主的なストレステストを実施 - 米国連邦準備制度(FRB)や欧州銀行監督機構(EBA)からも定期的にストレステスト実施要請（欧州では欧州銀行監督機構（EBA）と欧州中央銀行（ECB）が2011年以降、毎年、大規模行に対して一斉ストレステストを実施）	ストレステストの実施にあたって非協力的な事業者についてはライセンスの取り消しが実行される

事業期間中

- ストレステストを実施（通常は年1回、市場価格や燃料価格等の変動が激しい期間は年複数回）

*1： [「ストレステスト」初めてでもわかりやすい用語集 | S M B C 日興証券 \(smbcnikko.co.jp\)](#)（2022年8月15日アクセス）

*2： [日本銀行・金融庁の一斉ストレステスト | 2020年 | 野村総合研究所\(NRI\)](#)（2022年8月15日アクセス）

*3： SMFGプレスリリース情報より抜粋

*4： [みずほFG：市場リスク管理について \(mizuho-fg.co.jp\)](#)（2022年8月15日アクセス）

*5： [みずほFG：総合的なリスク管理について \(mizuho-fg.co.jp\)](#)（2022年8月15日アクセス）

- (1) 諸外国における小売電気事業制度の調査等**
- ③ 諸外国におけるリスクマネジメント環境**

イギリスにおいては、事業者におけるリスクマネジメントに関する自己評価の枠組みがOfgemにより導入されており、これまでの破綻事例を踏まえた取り組みも反映されている

イギリスにおける小売事業者によるリスクマネジメント手法等

マネジメント コントロール フレームワーク(*1)

- マネジメントコントロールフレームワーク(MCF)：小売事業者各社が自社の経営・リスク管理に関して自己評価を行う枠組み
- この自己評価の一環として、小売事業者は、事業リスクを管理・監視するためのガバナンス、方針、プロセス、統制、管理情報などを確認し、経営管理の枠組みが十分に強固であることをOfgemに対して証明することが期待される
- Ofgemは、2022年初頭より、小売事業者に対して以下の対応及びOfgemへの報告を要請

- MCFによる自己評価が実施されていること
- 自己評価を踏まえた適切なリスク管理が実施されていることについて取締役会による承認がなされている

- 自己評価用のテンプレートは、Ofgemより小売事業者に対して提供され、ストレステストとともにMCFによる評価に関する情報提供を小売事業者に要請。
- 小売事業者が自己評価に関する情報提供をOfgemに対して行い、Ofgemは、小売事業者が独自の強固な経営管理の枠組みを構築することを奨励・支援することを目的として、自己評価に懸念が認められた場合は、Ofgemが小売事業者に対して必要な改善内容について指示を行う。

小売事業者による 価格のボラティリティ 回避手法(*2)

- Bulbエナジーをはじめとした破綻事業者においては、ヘッジの水準や期間が不十分であり、小売市場においては、市場価格の急激かつ持続的な上昇によるショックを吸収するために強固なヘッジの取り決めが必要。市場価格のボラティリティ回避に積極的な事業者が採用していた主な手法は以下3点。

- 卸売事業者との長期供給契約の締結
- ヘッジ費用の顧客への転嫁
- 長期にわたる需要エクスポージャーの大部分をヘッジ

事業期間中

- マネジメントコントロールフレームワーク（小売事業者が自社の経営・リスク管理に関して自己評価を実施する枠組み）を導入

*1： [Action plan on retail financial resilience | Ofgem](#)（2022年8月26日アクセス）

*2： Oxera「Review of Ofgem's regulation of the energy supply market」（2022年5月2日）

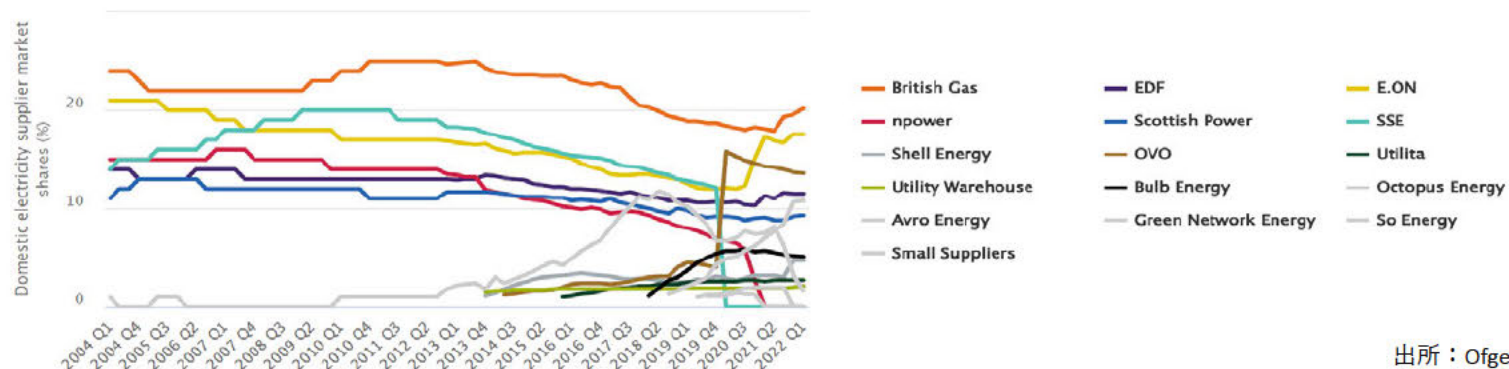
（２） 諸外国における電気・ガス料金等の調査等
① 諸外国の電気・ガス料金制度等

イギリスにおいては、小売電気事業の全面自由化後、事業者の再編が進むなどの変遷を経て、現在はBig6をはじめとした20社程度による競争環境が形成されている

イギリスにおける電気事業制度と競争の現状

事業者数	● 22社（2022年3月時点）(*1)
小売市場の変遷(*2)	● 自由化：発電は1990年、小売は1999年に全面自由化。 ● 業界再編：1990年に発送電公社が分割・民営化。14の地方配電局もそのまま民営化され、英国の他、米国、ドイツ、中国、スペイン資本などの所有に系列化。発電・小売では2000年代前半までに垂直統合が進み、British Gas（Centrica系(英)）、Ovo Energy（SSE系(英)）、EDF Energy（EDF系(仏)）、E.ON UK（E.ON系(独)）、Npower（RWE系(独)）、Scottish Power（Iberdrola系(スペイン)）の6大グループ（Big6）に集約(*3)。近年はE.ONとRWEの大型資産交換やSSEの小売事業売却など、再編が進む。
小売市場におけるシェア(*2)	● 電気料金：2003年以降、北海ガスの生産量低下を受け上昇。以降も国際的なガス価格の上昇や再エネ賦課金で上昇傾向が続く。大手小売からスイッチングしない需要家の保護を目的として、2019年から価格上限規制を導入。一方、Big6以外の新規小売事業者の小売市場シェアは、2012年末の1%から2019年までに約30%に拡大。スマートメーターの設置は小売事業者が担い、普及率は44%（2021年第一四半期）に留まる。 ● 認可事業者数は、2015年から2018年にかけて順調に増加し、2018年には70社でピークを迎えた。2019年から撤退が相次ぎ、小売事業者数の減少につながるとともに、2021年後半に卸売価格が上昇し、2021年には30社近くが撤退し、事業者数は大きく減少した（図1は主要供給事業者のシェアを示したもの）。

図1：イギリスにおける主要な小売電気事業者ごとのシェア



*1：小売市場指標 | オフジェム (ofgem.gov.uk)（2022年8月15日アクセス）

*2：イギリス | データ集 | 一般社団法人 海外電力調査会 (JEPIC)（2022年8月26日アクセス）

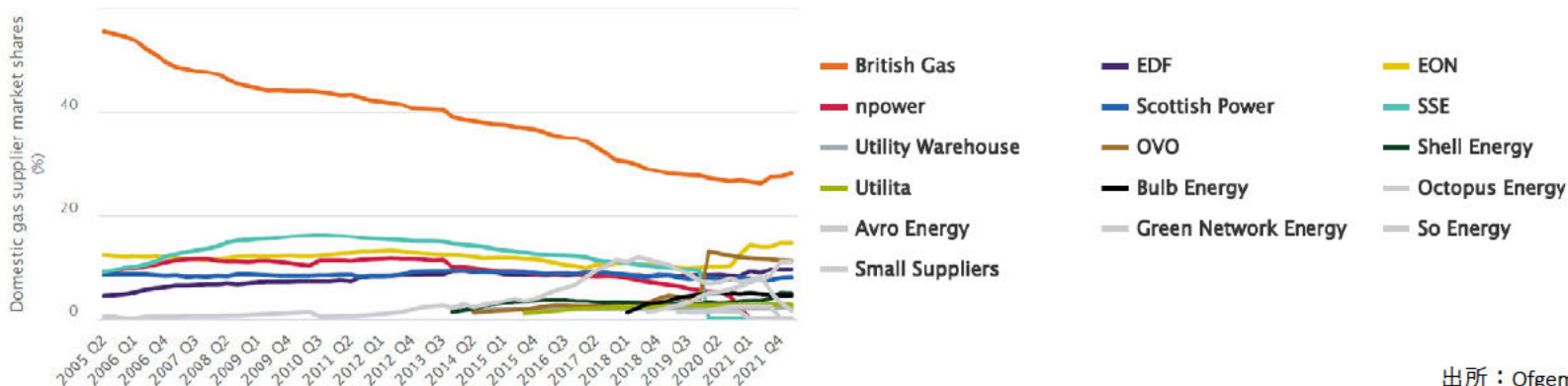
*3：Npowerは、2018年末にE.ON UKに統合され、2021年現在では小売事業者としてのNpowerブランドは存在せず、事実上Big5となっている。

イギリスにおける小売ガス事業についても、電力と同様に全面自由化後、再編等を経てBig6を含めた20社程度の事業者数に集約されている

イギリスにおけるガス事業制度と競争の現状

事業者数	● 23社（2022年3月時点）(*1)
小売市場の変遷(*2)	● 小売ガス事業についても電力と同時期の1999年に全面自由化が実施された。 ● 1999年の全面自由化以降も、料金規制・価格規制を存続させており、Ofgemは、電力・ガス市場における競争状況評価として、2000年12月に「A Review of the Development of Competition in Domestic Gas and Electricity Supply」を発表。その中で効果的な競争実現のための重要条件として、以下を示している。 ・ 需要家の状況、地域及び需要規模等に係らず、全ての需要家が、競争的オファーを認識し、獲得出来ること ・ 市場支配力の濫用が抑止されていること ・ 競争のオペレーションを通じて、市場においてイノベーションが促され、経済効率性が向上すること ● ガス小売市場も電力と同様に、全面自由化以降も、料金規制が存続していたが、2002年2月において料金規制を撤廃する旨が示された。
小売市場におけるシェア(*2)	● 電力と同じく Big6 が大きな市場シェアを持っており、中でも British Gas 社が家庭用市場で最も大きなシェアを持っている（図1は主要供給事業者のシェアを示したもの）。

図1：イギリスにおける主要な小売ガス事業者ごとのシェア



*1：小売市場指標[オフジェム [ofgem.gov.uk](https://www.ofgem.gov.uk)]（2022年8月15日アクセス）

*2：平成 29 年度産業経済研究委託事業「電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書」（2018年3月30日）

ドイツにおいては、電力・ガスともに4大事業者が大きなシェアを占めている一方、いずれにおいても各地域ごとに多数の小規模事業者が参入している

ドイツにおける電気事業制度と競争の現状

事業者数(*1)	● 2020年現在、最終需要家は各ネットワークエリアにおいて平均162の小売事業者から選択できる。
小売市場の変遷(*2)	● 1998年の新エネルギー事業法施行で全面自由化実施。 ● 事業再編：自由化開始時(1998年)の大手電力会社は8社。その後の合併で、RWE、E.ON、EnBW、Vattenfallの4大電力体制に移行。2018年、E.ONとRWEは相互の資産交換による事業再編計画で合意。RWEは発電（再エネ等）中心、E.ONは配電・小売を中心に自社の事業を特定。欧州委員会（競争当局）の承認を経て、2020年までに資産交換完了。
小売市場におけるシェア(*2)	● 小売市場における競争は活発化し、4大事業者のシェアは2010年の54%から2019年には産業用で24.5%、家庭用で37.7%にまで低下。 ● 2020年現在、家庭用需要家の消費量のうち、地域の既存事業者以外の事業者から提供されている割合は、約38%。家庭用需要家が小売電気事業者を切り替えた件数は約540万件に増加した。 ● 2022/8/2時点で、登録されている小売電気事業者は917社（重複含む、2020年時点で最終需要家向け小売電気事業者は平均して162社）

ドイツにおけるガス事業制度と競争の現状

事業者数(*1)	● 2020年現在、家庭向けの小売事業者はエリア平均で113社。
小売市場の変遷(*3)	● 1998年改正エネルギー事業法により、家庭部門も含め全て自由化されている ● 産業用・発電用需要家などの大口需要家に関しては、小売事業者と需要家による相対契約によって価格が決定しており、元々、法的な規制枠組みは存在していない
小売市場におけるシェア(*1)	● 大手事業者4社で、2020年現在の市場シェアは、SLP需要家（標準負荷需要家）で26%、時間制需要家で28%であった。 ● なお2022/8/2時点で、登録されている小売ガス事業者は693社（重複含む、2020年時点で家庭向け小売ガス事業者は平均して113社）

*1：BNetzA「Monitoring report 2021」

*2：ドイツ「データ集」一般社団法人 海外電力調査会（JEPIC）（2022年8月26日アクセス）

*3：平成29年度産業経済研究委託事業「電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書」（2018年3月30日）

フランスの小売電気事業においては、政府は株式の大半を有するEDFが大きなシェアを占めている一方、EDF保有の原子力発電電力を一定金額で他の小売事業者に売電することを義務付け

フランスにおける電気事業制度と競争の現状



事業者数(*1)	● 52社（2022年6月末時点）
小売市場の変遷(*2)	● 自由化：1999年から段階的に自由化範囲を拡大し、2007年7月に全面自由化を実施。 2000年「電力自由化法」 ：発電市場の自由化、小売市場の段階的自由化のほかに、独立規制機関の設置、送電部門の経営・会計分離などを規定。 2003年「電力・ガス市場及びエネルギー公共サービス法」、2004年「EDF・GDF株式会社化法」 ：送電部門の法的分離、EDFの株式会社化と部分民営化、兼業規制の撤廃などを規定。 送電子会社RTEを設立。EDFは、フランス政府が一部の株式(約13%)を売却し、パリ市場に上場。 2006年「エネルギー部門法」 ：小売市場の全面自由化に加えて、配電部門の別会社化などを規定。配電子会社「eRDF社(現Enedis社)」を設立。 ● 需要家保護策 「エネルギー部門法」：自由化後もEDFに留まる需要家に規制料金を提供。戻り需要家料金は規制料金より10-23%高い水準に設定。 ● 競争促進策 2010年「電力市場新組織法(NOME)」：政府が定めた公定価格(ARENH価格)で、EDFの原子力発電電力のうち年間最大1,000億kWh（EDFの原子力発電電力量の最大25%に相当）を国内競合他社に売電することを義務付け。ARENH価格は42ユーロ/MWh。2016年は、化石燃料価格の低下や卸電力価格の低下によって、ARENHによる売電量は低迷したが、その後の卸市場価格の上昇に伴い再びARENH需要が増加。2021年分の申込量は年間上限を上回る1,462億kWhとなった。 ● EDF再編 2018年末、政府はEDFに対し、原子力発電事業の長期的な継続のために組織見直しを要請。EDFから提示された組織再編案について政府と欧州委員会の間で協議が続けられてきたが難航し、加えて労働組合からの反発が非常に強い状況にあった。2022年7月、フランス政府はEDFの完全国有化（現在の保有比率は84%）に向けて、TOBを実施すると発表し、現在必要な手続きが行われている。TOBの総コストは97億ユーロと見積もっている(*3)。
小売市場におけるシェア(*4)	● 2021年12月現在、利用者数ベースでは、家庭用の30.6%、産業用の36.5%が代替事業者（新規参入事業者）を利用

*1：CRE「OBSERVATOIRE DES MARCHÉS DE DÉTAIL QUATRIEME TRIMESTRE 2022」（小売市場の観測点 2022年第2四半期）（2022年6月30日）

*2：フランス「データ集」一般社団法人 海外電力調査会（JEPIC）（2022年8月26日アクセス）

*3：2022-10-27-draft-response-document.pdf (edf.fr)（2023年2月13日アクセス）

*4：CRE「OBSERVATOIRE DES MARCHÉS DE DÉTAIL QUATRIEME TRIMESTRE 2021」（小売市場の観測点 2021年第4四半期）（2021年12月31日）

フランスの小売ガス事業においても、電力と同様規制料金が残っており、需要家の多くはEngieが提供する規制料金にとどまっている

フランスにおけるガス事業制度と競争の現状

事業者数(*1)	● 38社（2022年6月末時点）
小売市場の変遷(*2)	● フランスでは、1998年第一次EUガス指令(Directive 98/30/EC)を受け、2000年8月から、発電事業者、熱供給事業者及び年間ガス使用量約1,855万m³以上の需要家に対する小売自由化が開始された。さらに、2003年8月には年間ガス使用量約650万m³以上の需要家へ対象が拡大され、2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家(すなわち産業用・商業用部門)が自由化対象となった。関連法改正に伴い、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。 ● ガス小売市場も、電力と同様、規制料金と市場料金が併存する形となっている。多くの需要家はEngieが提供する規制料金にとどまる状況となっている。
小売市場におけるシェア(*2)	● 家庭部門においては、約53%が自由料金、約47%が規制料金を選択しており、自由料金のうち、既存事業者と新規参入事業者の割合は同程度となっている（2017年時点）。

*1： CRE「OBSERVATOIRE DES MARCHÉS DE DÉTAIL QUATRIÈME TRIMESTRE 2022」（小売市場の観測点 2022年第2四半期）（2022年6月30日）

*2： 平成 29 年度産業経済研究委託事業「[電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書](#)」（2018年3月30日）

米国の2州における自由化領域においては、電力・ガスともに多くの事業者が参入し、競争環境が形成されている

テキサスにおける電気事業制度と競争の現状

事業者数(*1)	● 2018年9月時点で小売電気事業者(REP)は116社
小売市場の変遷(*2)	● テキサス州においては、2002年より小売電気市場の自由化開始 ● 2005年1月以降、既存事業者は、PUCTが設定した「PTB(Price to beat)」を超えない価格で、需要家に提供することが許容された ● 2007年12月までに、小売事業者間の競争下にある地域の家庭用需要家の約40%は、競争力のある新規参入者に切り替えた ● 2007年1月、PTB規制は完全に撤廃され、小売価格に対する規制当局の監視はなくなった結果、平均価格は全体的に低下 ● 2021年1月現在、NRG EnergyとVistraは家庭用小売市場の約78%を占めている。 ● 2021年冬の電力価格高騰影響で、競争力のある小売事業者数は減少している。Griddy Energy、Entrust Energy、Power of Texas Holdingsは市場から撤退し、Just Energy Groupは破産を申請した。 ● 2021年2月24日までに、PUCTが管理するPower to Chooseで広告される競争料金オプションの数は半減（小売事業者の市場離れが起こることは過去にもあったが、最近のような離脱は前例がない）。

テキサスにおけるガス事業制度と競争の現状

事業者数	● テキサス州では、大口小売分野のみが自由化されており、2020年時点におけるガス事業者数は246社(*3)。 ● 家庭用小売は規制下にあるため、競争的市場環境は、特に形成されていない。
小売市場におけるシェア(*4)	● 州内の家庭用需要家に対しては、ガス配給事業者(LDC：Local Distribution Company)もしくは公営事業者が供給責任を負っており、公益事業者においては各自治体が、その他の地域および各自治体が管轄権を放棄した場合はテキサス州鉄道委員会(TRC: Texas Railroad Commission)の承認に基づく規制料金による供給となっている。

ニュージャージーにおける電気事業制度と競争の現状

小売電気事業者数(*5)	● 4つの配電事業者（Atlantic City Electric (ACE)、Jersey Central Power & Light (JCPL)、Public Service Electric and Gas (PSEG)、Rockland Electric (RECO)）のエリアごとに、延べ311社（87社、81社、91社、52社）が競争している（重複削除すると118社）。
小売ガス事業者数(*6)	● 4つの導管事業者（Elizabethtown Gas、New Jersey Natural Gas (NJNG)、Public Service Electric and Gas (PSEG)、South Jersey Gas (SJG)）のエリアごとに、延べ241社（46社、64社、74社、57社）が競争している（重複削除すると79社）。

*1：PUCT「2019 Scope of Competition in Electric Markets of Texas to the 86th Texas Legislature」

*2：UTAustin「2021 EventsFebruary2021TexasBlackout_002FINAL_07_12_21.pdf」（2022年8月30日アクセス）、*3：2021 Gas Utility Annual Statistics Reports (texas.gov)（2022年9月5日アクセス）

*4：テキサス州法 第3節 小節A 102.001 Railroad Commission Jurisdiction、平成 29 年度産業経済研究委託事業「電力・ガス市場における競争状況についての調査報告書」（2018年3月30日）

*5：NJ Power Switch | Licensed Third Party Suppliers（2022年6月28日アクセス）、*6：NJ Power Switch | Licensed Third Party Suppliers（2022年9月5日アクセス）

イギリスにおける電力及びガスの小売料金はkWh単価が固定されている固定料金メニューの他、小売事業者によりkWh単価がいつでも変更可能な変動料金メニューなどが提供されている

イギリスにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン



料金体系 ・料金規制	● 1999年の全面自由化以降も、料金規制を継続していたが、2000年7月に料金規制廃止に向けた議論が開始、2002年に料金規制が撤廃された。 ● 2017年より、一部の家庭用需要家(*1)を対象とした部分的な規制料金導入の検討(小売価格上限の設定)が開始され、2019年1月より導入(*2)						
主要事業者が提供している料金プラン	● 小売事業者が提供する一般的な料金プランは、変動料金プラン（標準メニュー）、固定料金プラン、指数連動料金プランの3つ(*3)。 <table border="1" data-bbox="333 439 2032 753"> <tr> <td data-bbox="333 439 576 544"> 変動料金プラン (標準メニュー) </td><td data-bbox="576 439 2032 544"> 標準料金プランは、エネルギー卸売価格と連動して、小売事業者がいつでも料金単価を変更可能なプラン。小売事業者によっては、卸売価格下落時においてはただちに料金を下げないケースもある。現在、変動料金プランについては、Ofgemの価格上限が設定され、過度な負担が回避されているが、当該支援は時限的措置。変動料金プランのメリットとしては、契約期間が定められておらずいつでも解約金なく解約可能な点。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="333 544 576 682"> 固定料金プラン </td><td data-bbox="576 544 2032 682"> 固定料金プランは、一定期間（通常12カ月～3年）kWh単価が固定されている料金プラン。契約期間中は、サプライヤーがエネルギー料金の値上げを発表しても、料金が上がることはない。市場価格上昇時においても単価が固定となっていることから、市場価格上昇リスクからは保護される一方、市場価格下落時には、削減メリットを享受できない。固定料金プランの契約期間が終了する際、他のプランに切り替えない場合にはより高価な変動料金プランに自動に切り替わる。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="333 682 576 753"> 指数連動料金プラン (指数連動メニュー) </td><td data-bbox="576 682 2032 753"> 一部の小売事業者により提供される卸売価格などの価格指数に直接連動するプラン。毎日更新されるため日々上下する可能性があり、この料金プランが安価となるか否かを予想することは困難。 </td></tr> </table> ● 英国の約2,200万世帯が標準メニューを利用しており、これらの料金は、Ofgemが算出するエネルギー価格上限によって保護されている。	変動料金プラン (標準メニュー)	標準料金プランは、エネルギー卸売価格と連動して、小売事業者がいつでも料金単価を変更可能なプラン。小売事業者によっては、卸売価格下落時においてはただちに料金を下げないケースもある。現在、変動料金プランについては、Ofgemの価格上限が設定され、過度な負担が回避されているが、当該支援は時限的措置。変動料金プランのメリットとしては、契約期間が定められておらずいつでも解約金なく解約可能な点。	固定料金プラン	固定料金プランは、一定期間（通常12カ月～3年）kWh単価が固定されている料金プラン。契約期間中は、サプライヤーがエネルギー料金の値上げを発表しても、料金が上がることはない。市場価格上昇時においても単価が固定となっていることから、市場価格上昇リスクからは保護される一方、市場価格下落時には、削減メリットを享受できない。固定料金プランの契約期間が終了する際、他のプランに切り替えない場合にはより高価な変動料金プランに自動に切り替わる。	指数連動料金プラン (指数連動メニュー)	一部の小売事業者により提供される卸売価格などの価格指数に直接連動するプラン。毎日更新されるため日々上下する可能性があり、この料金プランが安価となるか否かを予想することは困難。
変動料金プラン (標準メニュー)	標準料金プランは、エネルギー卸売価格と連動して、小売事業者がいつでも料金単価を変更可能なプラン。小売事業者によっては、卸売価格下落時においてはただちに料金を下げないケースもある。現在、変動料金プランについては、Ofgemの価格上限が設定され、過度な負担が回避されているが、当該支援は時限的措置。変動料金プランのメリットとしては、契約期間が定められておらずいつでも解約金なく解約可能な点。						
固定料金プラン	固定料金プランは、一定期間（通常12カ月～3年）kWh単価が固定されている料金プラン。契約期間中は、サプライヤーがエネルギー料金の値上げを発表しても、料金が上がることはない。市場価格上昇時においても単価が固定となっていることから、市場価格上昇リスクからは保護される一方、市場価格下落時には、削減メリットを享受できない。固定料金プランの契約期間が終了する際、他のプランに切り替えない場合にはより高価な変動料金プランに自動に切り替わる。						
指数連動料金プラン (指数連動メニュー)	一部の小売事業者により提供される卸売価格などの価格指数に直接連動するプラン。毎日更新されるため日々上下する可能性があり、この料金プランが安価となるか否かを予想することは困難。						
支払方法	● 需要家は、口座振替、クレジットカード払い、現金払いのほか、専用メーター設置による前払いが選択可能(*4)。 ● 前払いについては、料金プランの選択肢が少なく、メーターの設置や撤去に費用がかかるといったデメリットが存在する一方、低所得者世帯など電気・ガス料金の支払が困難な需要家にとっては、前払分のみ使用可能な前払いメーター方式が、安全で合理的な選択肢となっている(*5)。						

検討の余地があると考えられる諸外国の事例

- 多様な料金メニューによる需要家の選択肢の拡大

*1：低所得者向け（セーフガードメニュー）及び料金メニューを変更しない（=変動料金メニュー）需要家向け（標準メニュー）。イギリスでは一般的に、一定期間のみ有効な料金メニューを選択した後、その期間の終了後、他にメニューを選択しなければ、自動的に変動料金が適用される。

*2：電力中央研究所「欧州における規制料金について」（2018年10月22日）

*3： [Understanding energy tariffs | What are the different types of energy tariff? \(uswitch.com\)](#)（2023年2月13日アクセス）

*4： [Energy price cap explained | Ofgem](#)（2023年2月16日アクセス）

*5：Ofgem「Domestic Suppliers' Social Obligations: 2014 annual report」（2015年9月8日）



イギリスにおける電力及びガスの小売料金はkWh単価が固定されている固定料金メニューの他、小売事業者によりkWh単価がいつでも変更可能な変動料金メニューなどが提供されている

イギリスにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン



料金体系 ・料金規制	● Ofgem は、British Gas社に対する価格規制を2001年4月に導入、価格規制は全国で適用され、全ての国内需要家に提供されてきた。 ● 料金規制の撤廃及び一部需要家に対する部分的な規制料金の導入については電力と同様
主要事業者が 提供している 料金プラン	● 主要な料金プランについては電力と同様

ドイツにおける小売電気料金においても、時間帯別料金や使用量に応じた料金メニューなど多様な料金プランが展開されている

ドイツにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン(*1)



料金体系 ・料金規制	● 小売電気料金、卸電力料金ともに規制されていない。 ● 1998年まで：低圧需要家に対してのみ総括原価法に基づく規制料金が適用。 ● 1998年以降：全面小売自由化。ただし、2007年までは低圧需要家に対し、報酬率による規制料金（連邦電気料金令による）が残った。ただしこれは上限規制であり、上限以下であれば自由に料金設定ができた。 ● ネットワーク料金やサーチャージ(例えば、再生可能エネルギー法に基づく措置を賄うために実施されているEEGサーチャージ)などの規制価格要素が含まれている。2017年には、平均電力小売価格の50%以上が税金、送電網料金、サーチャージ、賦課金で構成されている。
主要事業者が提供している料金プラン	● 負荷変動型、時間帯依存型、ダイナミック型などの電気料金プランが設定 (§41a エネルギー産業法)、2021年7月27日以降、最終消費者が20万人を超える電力事業者は、ダイナミック電気料金の提供を義務付けられる ● 現在では、基本料金が無料または非常に安価なサプライヤーも存在する。このようないわゆる使用量に応じた料金メニューは、節電のインセンティブがあり、1kWhの節電がそのままエネルギーコストの削減につながるため、需要家にとって有利な制度。ただし、ヒートポンプなど電力消費量の多い機器を使用しているなど、電力需要が多い場合は、基本料金が高く、電力量料金が安い料金プランを選択した方が有利な場合がある。

ドイツにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン(*2)



料金体系 ・料金規制	● 2007年にガス供給市場は自由化され、小売ガス料金、卸ガス料金ともに規制されていない。 ● 家庭向けガス料金の構成割合は、約半分をガス調達コストが占め、ガス税や消費税といった諸税、ネットワーク料金により構成されている。
主要事業者が提供している料金プラン	● 契約期間の長短（契約期間なし/3か月/6か月/12か月/24か月）、価格保証の有無、ボーナスの有無（新規契約時/一時的）および支払方法（月払い/前払い）によって異なる料金プランが提供されている。

*1 : [Electricity regulation in Germany: overview | Practical Law \(thomsonreuters.com\)](#) (2022年8月30日アクセス)

*2 : [Geschichte der Energiewirtschaft-Liberalisierung | EnBW, Gasmarkt & Gaspreis: Definition & Zusammensetzung | EnBW, Gaspreise 2023 vergleichen & bis 500 € sparen | VERIVOX](#) (いずれも2023年2月17日アクセス)

フランスにおいては、電力・ガスともにEDF及びEngieの規制料金が提供されており、電気においては年2回、ガスにおいては毎月改訂される

フランスにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン

料金体系 ・料金規制(*1)	● 固定価格と変動価格型の料金体系に分類 ● エネルギー市場の自由化後も、低圧需要家向け電力小売価格にはEDFと契約した場合の規制料金と、その他事業者と契約した場合の市場料金が併存 ● 2007年1月より家庭用を含む全ての需要家の小売料金が自由化（ただしEDFによる規制料金は残存） ● 2010年12月に電力市場新組織法(NOME)が成立、2016年1月以降、大口需要家（26kV超）に規制料金が非適用となった ● 規制料金の算出方法：規制料金は、既存原子力発電への規制アクセス価格(ARENH)、容量保証、送電コスト、販売コストを含む電力供給補完コスト、及び通常の投資収益率を加えて設定されている ● 電力の規制料金は年に2回改訂される
主要事業者が提供している料金プラン(*2)	● EDFの規制料金を比較対象として、基本料金と従量料金の価格を一定期間固定化、kWhあたりの固定割引、原産地保証のグリーン電力といった料金プランを提供 ● EDF規制料金と比較して割安な電気料金プランとして、固定料金プランおよび価格連動型料金プランが挙げられる。固定料金プランについては契約期間中単価の値上げが反映されない一方、価格下落局面でメリットを享受できないほか、基本料金がEDF規制料金よりも割高なケースが多い。価格連動型料金プランについては、単価が一定割合で規制料金に連動しており割安な単価であることが多く、電気料金引き下げメリットを享受できる一方、規制料金が上昇する際にはそのリスクを負うことに加え、年2回の規制料金改訂の影響も受ける。

フランスにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン

料金体系 ・料金規制(*3)	● エネルギー市場の自由化後も、小口需要家向けガス小売価格にはEngieと契約した場合の規制料金と、その他事業者と契約した場合の市場料金が併存しており、ガスの規制料金は毎月改訂される ● 小口需要家向けガスの規制料金は2023年6月末で廃止となり、他の需要家も含め、ガスの規制料金はすべて撤廃される予定
主要事業者が提供している料金プラン(*2)	● 電気と同様、固定料金プランのほか、価格連動型プランを需要家は選択可能。

*1： [Retail electricity market – CRE, Electricity regulation in France: overview | Practical Law \(thomsonreuters.com\)](#)（ともに2022年8月30日アクセス）

*2： [Prix de l'électricité en France 2023 : tarifs, comparatif des offres \(fournisseurs-electricite.com\)](#)（2023年2月17日アクセス）

*3： [フランス政府、燃料価格高騰を受け給付金支給へ\(フランス\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)、[Les tarifs réglementés de gaz naturel vont disparaître le 1er juillet 2023 - énergie-info \(energie-info.fr\)](#)（ともに2023年2月17日アクセス）



米国の2州における小売電気料金はいずれも他の国と同様、固定料金、変動料金、インデックス連動料金の料金プランが展開されている

テキサスにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン



料金体系 ・料金規制	● 市場連動型（インデックス型・変動）と固定型の2パターンが存在 ● 2002年1月より小売全面自由化。既存小売事業者には従来の規制料金よりも6%低い料金の提示が義務付けられた(Price To Beat)。 ● 2005年～既存小売電気事業者へのPrice To Beatを提示するのと並行して、需要家に「自由料金」を提示することも可能とした。 ● 2007年1月をもってPrice To Beatは終了。以降、料金は全面自由化。 ● 小売電気料金全面自由化後、テキサス州公益事業委員会(PUCT)は事後監視を前提に対応（LR料金、低所得者向け料金以外）。
主要事業者が提供している料金プラン(*1)	● 固定料金プラン：契約期間中、料金条件が変わらないプラン(一般的な契約期間は12カ月) ● 価格連動型料金プランと変動料金プラン： ・PUCTが需要家の電力量データをもとに試算できるシートを提供（各社各プランの料金比較） ・価格連動型料金プランは、天然ガスの月次価格のような基礎となる市場指標に基づいて価格を設定 ・変動料金プラン（TOU(時間帯別料金)）では、一般的に午後遅くのピーク使用時間帯に料金が引き上げられる。また、5分ごとに変動するリアルタイムの電力卸売価格をベースにした料金プランを併用するプランも存在 ・インデックス型料金と変動料金は、価格変動リスクを消費者に転嫁する分、低価格を実現できる可能性がある

ニュージャージーにおける料金体系、料金規制及び主要事業者が提供している料金プラン



料金体系 ・料金規制	● 変動型と固定型の2パターンが存在
主要事業者が提供している料金プラン(*1)	● ニュージャージー州の小売事業者が提供する最も一般的な料金メニューは、固定料金、変動料金、インデックスレートメニューの3つ。 ● 固定及び変動料金メニューについては対象事業者の限定はないが、インデックスレートメニューは、年間供給量100万kWhを超える大規模事業者にのみ提供される ● 固定料金プラン：契約期間中の単価変動はなく、最も保守的なメニュー。市場のボラティリティからビジネスを保護し、今後数か月間のエネルギーコストの予測を可能にするもの ● 変動料金プラン：契約期間中に単価変動する可能性がある。小売電気事業者は、低い導入変動率を提供し、契約期間中にゆっくりと料金を上げるのが一般的。しかし、ほとんどの変動料金は月単位になる傾向があり、企業はペナルティなしでいつでも地元の公益事業会社(*2)に切り替えることが可能。 ● 価格連動型料金プラン：大規模事業者（年間電力使用量100万kWh超）にのみ提供される。インデックス価格設定の企業は、PJMなどのウェブサイトで電力の卸売価格を追跡することができ、市場の状況に応じて、企業は最低の固定料金メニューと比較してもさらに20%以上節約が可能。

*1 : [How to Shop For Electricity in Texas - Texas Power Guide, Indexed and Time-of-Use Plans Roundup - Texas Power Guide](#)（ともに2022年8月30日アクセス）

*2 : [Electric Suppliers \(electricrateselect.com\)](#)（2022年8月15日アクセス）

*3 : Jersey Central Power & Light社、Public Service Electric and Gas Company(PSE&G)社、Atlantic City Electric社、Orange and Rockland社

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

燃料価格上昇に対応した諸外国における制度は以下のとおり

燃料価格上昇に対応した諸外国における制度



イギリス	小売価格上限の設定	● 燃料価格高騰に伴う電気・ガス料金上昇による需要家負担軽減措置（2019年1月導入） ● 価格上限設定の対象は、変動型料金プラン（標準メニュー）に加入している需要家。 ● 上限価格は、Ofgemによって算出され、現状は冬季(10月～3月)の8月と夏季(4月～9月)の2月の半年ごと（年2回）に価格上限を更新しているが、前例のない規模の卸売エネルギー価格変動を踏まえ、定期更新期間の途中でも、Ofgemがより柔軟に上限価格変更可能とするともに、2022年10月より四半期ごとの価格更新に移行
ドイツ	価格維持条項	● 燃契約上の価格維持条項に該当する各構成要素については、需要家にとっては価格維持の恩恵を享受できる ● この条項でカバーされていない価格構成要素が変更された場合、小売事業者は価格を変更可能
フランス	規制料金	● フランスにおいては、エネルギー市場の自由化後も、小口需要家向け電力・ガスの小売価格にはEDF及びEngieと契約した場合の規制料金と、その他のエネルギー事業者と契約した場合の市場料金が併存する ● 電力の規制料金は年に2回、ガスの規制料金は毎月改正される（ガスの規制料金は2023年6月末で廃止予定）。
	EDFを通じた電気料金抑制措置	● フランス政府は、電気料金の抑制EDFの規制料金を抑制する措置として、ARENHの年間上限を200億kWh上乗せすることに加え、2022年2月の電力規制料金の上昇幅について4%に抑制することを発表 ● これらの措置により2022年のEDFのEBITDAへの影響は約77億～84億ユーロに及ぶと推定。
日本	燃調/原調による燃料・原料価格上昇幅の緩和	● 電気料金及びガス料金において、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的として導入され、3か月間平均により上昇/下落幅が算定されることから、需要家においても急激な燃料価格等の上昇が一定程度緩和される効果を有する
	規制料金における燃調/原調上限の設定	● 燃調/原調制度は、一定期間の燃料価格の調達額に基づき、料金を自動的に調整する仕組みとなっており、燃料の価格が大幅に上昇した際の需要家への大きな影響を和らげるため、自動的に調整される料金の幅に一定の上限（燃調制度では基準時点の1.5倍、原調制度では基準時点の1.6倍）が設けられている。

イギリスにおいては、変動料金メニューを選択する需要家の負担軽減のため小売価格上限が設定されている

イギリスにおける燃料価格上昇に対応する制度



小売価格上限の設定(*1)	● 小売価格上限は、政府による後方支援措置で、Ofgemによって算出される(価格上限制度は2019年1月に導入) ● 支払方法は問わず、変動料金プラン(標準メニュー)に加入している場合に適用される ● 以下の場合には適用されない。 ➢ 終了日が確定している料金プランを選択している場合 ➢ Ofgemが上限を免除している標準的なグリーン電力変動料金プランを選択している場合 ➢ 上限価格は、小売事業者が変動料金プランで請求できる料金単価を制限するもの。合計請求額には上限がないため、使用量によって請求金額は変動する ● Ofgemは、小売事業者が想定する調達契約を注視しつつ、価格上限内の卸売コスト許容金額を決定する。過去6ヶ月間の将来見通しに関するエネルギー契約の価格に基づいて、冬季(10月~3月)の8月と夏季(4月~9月)の2月に価格上限を更新していたが、2022年10月以降は、昨今の事業環境変化を適時に反映するため、3か月ごとの更新に変更。
小売価格上限水準の設定方法(*1)	● Ofgemは、効率的な小売事業者が需要家にガスや電気のサービスを提供するための必要コストを詳細に計算し、上限額を設定 ● 基礎的なコストの変化やインフレ率の上昇を反映し、3ヶ月ごとに水準を更新。計算の対象は以下のとおり。 ➢ 卸売エネルギーコスト：家庭へのエネルギー供給に必要な電気及びガスの調達費用 ➢ ネットワークコスト：上限の水準は地域によって異なる ➢ 政策コスト：省エネ、排出削減、再生可能エネルギーの利用促進を目的とした政府の社会的・環境的スキームに関連するコスト ➢ 運営コスト：小売事業者がスマートメーターを含む課金・計量サービスを提供するために発生するコスト ➢ VAT：付加価値税、料金水準に5%の税金を加算
2022年4月以降の小売価格上限水準(*2)	● 世界のガス価格の記録的な上昇により、エネルギー価格の上限が54%上昇したことを反映し、約2,200万人の需要家に対して、2022年4月1日から小売上限価格の引き上げを実施 ● 口座引落しで支払っている変動型料金の需要家は、年間1,277ポンドから1,971ポンドへと693ポンド増加、前払を選択する需要家は、1,309ポンドから2,017ポンドへと708ポンドの増加 ● Ofgemは、さらに以下の追加措置を実施予定 ➢ 料金上限における卸売コスト許容額の引上げの導入：前例のない規模の卸売エネルギー価格変動を踏まえた措置 ➢ 定期更新期間の途中でも、Ofgemがより柔軟に上限価格変更可能とする：例外的な状況においてのみ行使 ➢ 2022年10月からの価格上限のさらなる改革：四半期ごとの価格更新に移行し、上限レベルを設定してから発効するまでの通知期間を25営業日に短縮

*1 : [Check if the energy price cap affects you | Ofgem](#), [Price cap to increase by £693 from April | Ofgem](#) (ともに2023年2月10日アクセス)

*2 : [Price cap to increase by £693 from April | Ofgem](#) (2022年8月26日アクセス)

ドイツにおいては、卸電力価格高騰により発電事業者が得た超過利潤を原資として、2023年4月以降小売電気料金の上限価格を設定する法案が閣議決定された

ドイツにおける燃料価格上昇に対応する制度

価格維持条項 (*1)	● 一部の価格構成要素について本条項を適用することにより価格上昇に対応することが可能（契約上の取り決め） ● この条項でカバーされていない価格構成要素が変更された場合、小売事業者は価格を変更可能 ● 小売事業者は、原則として、すべての価格構成要素を固定化することを保証していない。例えば、小売事業者は、自らの影響力のないコストが変化した場合、価格を変更可能であって、この場合、需要家にとっては価格変動の影響を受ける
小売電気・ガス料金の上限設定 (*2)	● ドイツ連邦政府は2022年11月25日、エネルギー価格高騰による需要家負担の軽減を目的として、電気料金及びガス料金に上限を設定する法案を閣議決定した。 ● 一般家庭を含む年間消費電力量3万kWh以下の需要家に関しては、小売電気事業者が既に把握している年間消費電力量の80%を基準値とし、40セント/kWh（系統使用料金と公租公課込み）の上限を設定。節電へのインセンティブとして、基準値を超過した分には通常の契約料金を適用する。 ● 一般家庭、中小企業、病院や大学などの公共機関に対するガス料金の上限12セント/kWhは、年間消費量の80%に相当する消費量に適用される予定。これを超える消費は、通常よりはるかに高い市場価格となる。大口産業顧客向けの価格は、ガスについては7セント/kWhを上限とし、2021年の消費量の70%に適用される予定。 ● 電気・ガスともに、実施期間は2023年3月1日～2024年4月30日まで。上述の措置により、年間消費電力量4,500kWhの4人世帯では月30ユーロの負担軽減が見込まれる。 ● 負担軽減策の財源は、卸電力価格の高騰により発電事業者が得た超過利潤の90%に課税することで賄う。風力、太陽光、水力、バイオガス、原子力、褐炭発電事業者が、2022年12月1日～2023年6月30日（2024年4月30日まで延長の可能性あり）に得た超過利潤が対象となる。超過利潤の額は原則として、発電電力量、各電源の発電コスト、発電事業者の売電収入から算定する。

*1 : [Bundesnetzagentur - Preise und Abschläge](#)（2022年8月26日アクセス）

*2 : [世界の電気事業の動き | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPIC\)](#)（2022.11.25「ドイツ：連邦政府、電気料金に上限を設定する法案を閣議決定」）（2023年2月13日アクセス）

フランスにおいては、電力・ガスともに規制料金が維持されていることに加え、EDFを通じた安価な原子力発電による電力の小売事業者に対する供出義務が規定されている

フランスにおける燃料価格上昇に対応する制度

規制料金(*1)



- 電力の規制料金は、既存原子力発電への規制アクセス価格(ARENH)、容量保証、送電コスト、販売コストを含む電力供給補完コスト、及び通常の投資収益率を加えて設定されている。
- ガスの規制料金は、LNG供給コストと非調達コストで構成され、非調達コストにはネットワークコスト、LNG貯蔵コスト、使用するコスト(もしあれば)、提供されるサービスのマーケティングコスト等が含まれる。
- フランスにおいては、エネルギー市場の自由化後も、小口需要家向け電力・ガスの小売価格にはEDF及びEngieと契約した場合の規制料金と、その他のエネルギー事業者と契約した場合の市場料金が併存する
- 電力の規制料金は年に2回、ガスの規制料金は毎月改正される(ガスの規制料金は2023年6月末で廃止予定)。

EDFを通じた電気料金抑制措置(*2)



- フランス政府より、電気料金抑制措置として、以下2点が発表された。
 1. 2022年分の原子力発電電力量供出制度(ARENH)の年間上限を200億kWh上乗せすること(同制度の上限は本来であれば1,000億kWh)。
 2. 2022年2月の電力規制料金の上昇幅について、TIFCE(電気料金に上乗せして徴収する電力最終消費税)の課税水準を調整することで4%に抑制すること。
- これらの措置により、2022年のEDFのEBITDAへの影響は約77億～84億ユーロに及ぶと推定。

*1: [フランス政府、燃料価格高騰を受け給付金支給へ\(フランス\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ\(jetro.go.jp\)](#) (2022年8月31日アクセス)

Code de l'énergie (エネルギー法)・第R.445-1条、R.445-7条

*2: [世界の電気事業の動き | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPIC\)](#) (2022年8月26日アクセス)

（２） 諸外国における電気・ガス料金等の調査等
② 諸外国における電気・ガス料金の状況

イギリスにおいては、昨今の市場価格高騰を踏まえた需要家への多様な支援制度が整備されている

イギリスにおける電気・ガス料金の特定産業や低所得者に対する措置



冬季燃料の支払(*1)	● 1955年9月26日以前に生まれた需要家のために100ポンドから300ポンドの燃料費支払い
ウォームホーム ディスカウント(*1)	● 年金クレジットを取得する一部の需要家や低所得世帯の需要家に対する140ポンドの割引
寒冷地の支払い(*1)	● 寒冷地における冬季（11月-3月）の厳しい寒気に対する割引（7日ごとに25ポンドの支払）
家計支援基金(*1)	● 2021-2022の冬季における、低所得世帯を支援するための資金調達パッケージ。地元議会経由で基金へのアクセスに関するアドバイスや支援を受けることが可能
子供のための 冬の暖房援助(*1)	● 障害のある子供と19歳未満の若年者1人につき年間202ポンドの支払（スコットランド居住者に対する支援制度）
冬の燃料支援 スキーム(*1)	● 特定の給付金を受け取った世帯に対する年間200ポンドの支払（ウェールズ居住者に対する支援制度）
2022年10月からの 上限価格引き上げ に伴う措置(*2)	● イギリスにおける80%の世帯に対し、2022年4月に150ポンドのカウンシル・タックス（固定資産税）の払い戻しを実施 ● 2022年10月から電力の利用世帯に対し、料金から200ポンドを割り引く（政府による費用負担を受けた電力小売事業者が割引価格を適用）。政府はこの200ポンドの割引原資については、世界のガス卸売価格が下がると予想される2023年から5年間で年間40ポンドの分割で需要家から回収する予定。
Energy Bills Support Scheme (EBSS) (*3)	● 電気料金の割引として、2022年10月～2023年3月にかけて、電気料金の請求額から400ポンド（北アイルランドのみ600ポンド）の割引を自動で受けられる（小売事業者に対する連絡は不要）。 ● 対象者は、イギリスにおけるすべての家庭用需要家。 ● 支払方法または料金プランを変更した場合、小売事業者が倒産した場合、新たな住所に転居した場合及び電気料金の支払いを滞納している場合等においても割引が適用される。

*1 : [Getting help if you can't afford your energy bills | Ofgem](#) (2022年8月26日アクセス)

*2 : [4月からエネルギー価格上限引き上げ、消費者支援策も導入\(英国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ\(jetro.go.jp\)](#) (2022年8月26日アクセス)

*3 : [Help with your energy bills: Getting a discount on your energy bill - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#) (2023年2月10日アクセス)

ドイツやフランスにおいても、低所得者層に対する補助金等の支援措置が図られている。

ドイツにおける電気・ガス料金の特定産業や低所得者に対する措置



補助金支給(*1)

- 低所得者世帯、シングルマザー世帯、年金受給世帯、奨学金を受給している学生等（計210万人程度）への補助金支給を実施

フランスにおける電気・ガス料金の特定産業や低所得者に対する措置



エネルギーバウチャーの支給(*2)

- 2018年1月1日以降、一人当たりの年間課税所得が7,700ユーロ未満の世帯は、エネルギーバウチャーを受けることができ、エネルギー料金、介護施設料金の支払い、または住宅エネルギーリフォームの費用に充てることができる。

インフレ給付金の支給(*3)

- 燃料価格の高騰に係る家計負担軽減を目的として、税・社会保険料を引いた手取りの月収2,000ユーロ未満の国民に対し、一律100ユーロの「インフレ給付金」を支給（対象者は約3,800万人）
- 支給は、2021年12月から開始される予定。受給に関する申請は不要で、給与所得者は事業主を通じて、個人事業者は社会保険料徴収機関(URSSAF)を通じて、失業者はPôle emploi（ポールアンプロワ、フランスにおけるハローワーク）を通じて支給される。同措置の財政負担は、2021～2022年に合わせて約38億ユーロに達する見込み。

*1 : [What are Germany's proposals to help people with rising energy bills? - The Local](#)（2022年8月26日アクセス）

*2 : [Retail electricity market - CRE](#)（2022年8月26日アクセス）

*3 : [フランス政府、燃料価格高騰を受け給付金支給\(フランス\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)（2022年8月26日アクセス）



テキサス州においては、風力発電の稼働率低下時等における支援制度が措置されている。

テキサスにおける電気・ガス料金の特定産業や低所得者に対する措置

暖房器具の援助 プログラム(*1)



- 「Texas Department of Housing and Community Affairs Weatherization Program」は、テキサス州の低所得者世帯に対し、住宅のエネルギー効率の見直し及び住宅のエネルギー効率を高めるための風力発電設備の設置を行うことを目的としたプログラム。
- 所得が連邦政府の貧困ガイドラインの200%以下であり、かつ風力発電の恩恵を受けることができる家庭であることが条件となり、6歳以下の子供がいる世帯、高齢者・障害者がある世帯及びエネルギーコストが最も高く、収入が低い世帯が優先される。
- 「Weatherization Program」では、対象となる家庭を調査し、空気漏れや効率の悪い家電製品などがないか、必要以上にエネルギーコストを支払っていないかを確認した上で、このプログラムにより、住宅のエネルギー効率を向上させるための資金援助や設置補助が行われる。
- 「Weatherization Program」への申し込みは、小売電気事業者を通じて行われる。

電気料金の 保証金免除 (*1)



- 家族内暴力の被害者は、電気料金の保証金を免除される資格がある。
- 家庭内暴力の被害者として認定されるには、Texas Council on Family Violenceの保証金免除認定書を提出する必要がある。
- 証明書は、ファミリー・バイオレンス・センターの職員、医療関係者、警察官、テキサス州地方検事または郡検察官、司法長官室の職員、または Texas Equal Access to Justice Foundation の助成金受領者が記入する必要があり、この書簡は、REP のフリーダイヤル FAX 番号を使用して、小売電気事業者に直接提出する必要がある。

*1 : [Assistance Paying your Bill \(texas.gov\)](https://www.texas.gov/assistance-paying-your-bill) (2022年8月30日アクセス)

ニュージャージー州においても、低所得者層等に対する多様な電力・ガス料金負担軽減策が講じられている。

ニュージャージーにおける電気・ガス料金の特定産業や低所得者に対する措置(*1)



公共料金滞納額の無利息分割払(*2)	● NJBPUが公共料金（電気・ガス・上下水道）滞納者に対して支援するプログラム ● 2022年3月に州法が制定。2022年6月14日までに申し込んだ人が対象 ● 滞納を理由にサービスが停止されることなく、12か月間、無利息で分割払いができる
低所得家庭エネルギー支援プログラム (LIHEAP) (*3)	● 州中央所得の60%以下の低所得者世帯(4人家族で年間収入77,272ドル)に対するエネルギーコスト負担軽減を支援する連邦プログラム ● 暖房費(電気、ガス、配送燃料及び家賃に含まれるもの)や夏場の医療に必要な冷房費のサービス停止を防ぐための緊急助成金
ユニバーサルサービス基金(USF) (*3)	● 連邦貧困レベルの4倍相当の収入以下の世帯(2021年の4人家族で年間収入106,000ドル)の電気及びガス代に対して、毎月最大180ドルのクレジットを提供。USFは、収入の一定割合以上(熱源によって異なる)のエネルギーコストを年間2,160ドルまで支援
USF-Fresh Start プログラム(*3)	● 電気及びガス料金の延滞残高が60ドル以上のUSF参加者に対して、延滞残高を無制限に免除 ● 本免除措置の対象者は、既存の延滞残高の全額の免除を受ける条件として、12か月連続で毎月の請求金額全額を支払う必要
電気及びガス料金の支払い支援 (PAGE)(*3)	● 延滞残高のある需要家に最大700ドルの電気及び/またはガス料金支援のための助成金を提供 ● 対象は、所得ゼロから州の平均所得までの世帯(4人家族で年間収入128,786ドルまで) ● 対象世帯は少なくとも100ドルの延滞残高を有していることが条件であり、15,000ドル以上の預金等を有している場合は対象外
ライフラインユーティリティ支援プログラム(*3)	● 高齢者や障害者にの電気及び/またはガス料金支援ために年間225ドルの助成金を提供 ● 本支援の対象者は、独身の場合は年間収入38,769ドル未満、既婚の場合は45,270ドル未満に設定されている(*4)。

*1：ニュージャージー州の措置についてはいずれもCovid-19影響による困窮者向けのもの

*2： [Board of Public Utilities | NJBPU President and Camden Mayor Urge Customers Behind on Paying Their Utility Bills to Apply for Assistance](#) (2022年8月26日アクセス)

*3： [Board of Public Utilities | Newsroom
& Public Notices \(nj.gov\)](#) (2022年8月26日アクセス)

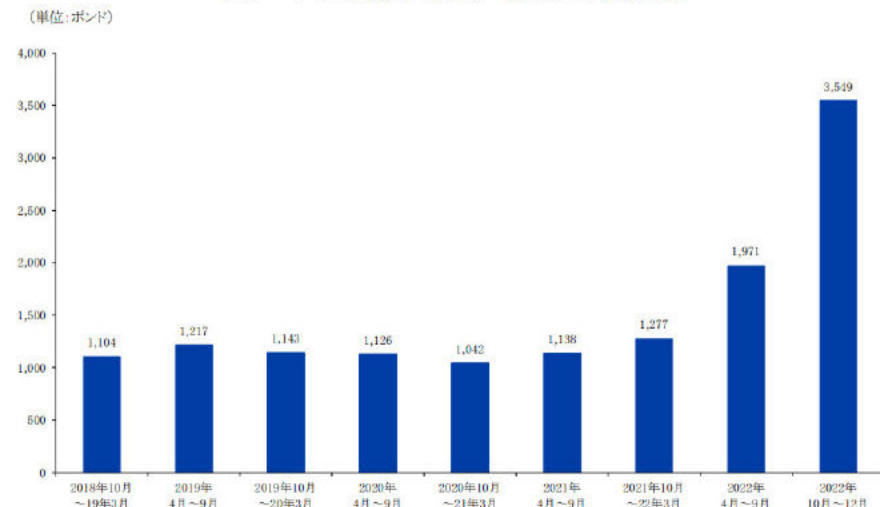
*4： [Department of Human Services | Lifeline Utility Assistance \(state.nj.us\)](#) (2022年8月29日アクセス)

イギリスにおいては、ガス価格の高騰を踏まえ、変動料金メニューを選択している需要家等における料金負担の軽減を図る観点から導入している価格上限の金額について、段階的に引き上げることにより支援規模の縮小を進めている

イギリスにおける今般の資源価格高騰による料金上昇の状況

- Ofgemによると、過去6カ月間で世界のガス価格が記録的に上昇し、卸売価格は2021年4月からの1年間で4倍となった(*1)。
- Ofgemは2022年2月3日に、4月から6カ月間の電気・ガス価格上限(energy price cap)を引き上げるとを公表し、標準的な家庭のガス・電気使用量の場合、年間の価格上限は1,971ポンド（約30万7,476円、1ポンド＝約156円）となった。Ofgemは、今回の上限引き上げの理由について、それまでの上限価格(1,277ポンド)は2021年8月に発表したもので、その後の世界的なガス価格の高騰が反映されていなかったためとしている(*2)
- その後、Ofgemは年間の価格上限をさらに引き上げるとを公表し（2022年10～12月：3,549ポンド、2023年1～3月：4,279ポンド）、価格上限による国から需要家への支援規模の縮小が図られることとなった(*3)。

図1：イギリスのエネルギー価格上限の推移



(出所) https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=33102910 (JETRO)

*1：4月のインフレ率は9.0%、エネルギー価格上限引き上げが影響(英国) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ ([jetro.go.jp](https://www.jetro.go.jp)) (2023年2月13日アクセス)

*2：4月からエネルギー価格上限引き上げ、消費者支援策も導入(英国) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ ([jetro.go.jp](https://www.jetro.go.jp)) (2023年2月13日アクセス)

*3：Latest energy price cap announced by Ofgem | Ofgem (2023年2月13日アクセス)

各国における今般の資源価格高騰による料金上昇の状況は以下のとおり

ドイツにおける今般の資源価格高騰による料金上昇の状況(*1)

- 2021年と比較し、2022年には電気料金が平均63.7%、ガス料金が約62.3%上昇する見通しとなっており上昇基調であり、非世帯需要家（企業や公共機関等）向け電気料金は2021年下半期と比較して+19.3%、ガス料金は+38.9%と上昇した。
- 他方で、家庭向け電気料金については、エネルギー価格と配電コストが大幅に上昇したにもかかわらず、EEG賦課金（再エネ賦課金）の削減により、2021年下半期と比較して1.9%の微増にとどまった。家庭向けガス料金については、2021年下半期と比較して17.7%の増加となり、ここでもエネルギー価格と配電コストの像が大きな影響を及ぼした。

フランスにおける今般の資源価格高騰による料金上昇の状況(*2)

- 現地紙の2022年5月30日付の報道によると、フランスのルメール経済財務大臣は記者会見において、2023年の電気規制料金の引き上げを否定。フランスでは電気規制料金の高騰から国民を守るため2022年の電気規制料金の上昇を「固定料金」措置により4%に抑えているが、フランスの消費者団体であるCLCVは、2022年3月31日のCREの報告をもとに、2023年の電気規制料金における「固定料金」措置は8%に引き上げられる可能性を指摘していた。
- 同大臣によれば、現行措置を2023年も継続するためには年間20億ユーロ（約2,600億円）の追加費用が必要となるが、詳細は同年10月に予定される2023年予算の審議の際に検討される予定としている。

*1 : [ドイツ平均世帯の電気・ガス料金、今年は6割超上昇へ | ロイター \(reuters.com\)](#), [Gaspreise für Haushalte im 1. Halbjahr 2022 um 17,7 % gestiegen - Statistisches Bundesamt \(destatis.de\)](#) (2023年2月17日アクセス)

*2 : [世界の電気事業の動き | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPIC\)](#) (2022年8月30日アクセス)



各国における今般の資源価格高騰による料金上昇の状況は以下のとおり

テキサスにおける今般の資源価格高騰による料金上昇の状況(*1)

- 2021年のテキサス州電力危機は、2021年2月中旬にアメリカ合衆国テキサス州を襲った寒波により、電力の需要が増大するとともに供給能力が低下したことで同州を中心に発生。2020年1月に11.19セント/kWhだった家庭向け電気料金は、2022年4月に18.48セント/kWhまで高騰している（天然ガスの価格高騰が理由）。
- テキサス州のERCOT市場のリアルタイム電力価格は、2021年2月にあらかじめ設定された最大9,000ドル/MWhまで急騰し、3日以上連続してその水準にとどまった。ERCOT北ハブにおけるこうした高いピーク時価格は、同月の平均価格が1,800ドル/MWhとなる一因となった。

ニュージャージーにおける今般の資源価格高騰による料金上昇の状況(*1)

- 米国エネルギー情報局(EIA)によると、NJを含む米国中部大西洋岸各州は2022年の電気料金予想（家庭向け、セント/kWh）が2021年比 + 8.4% になっている。
- 今夏の家庭用電力料金は全米で上昇すると予測されているが、昨夏と比較して電力使用量が少ないため、家庭の使用量次第では単価上昇の影響が相殺され、料金上昇が限定的となるケースもある。2021年6月から8月までの平均的な電力使用量を試算すると、合計454ドルとなり、昨夏から5ドル弱の上昇となる。夏の平均的な家庭用電気料金の前年比は、太平洋地域の8%減の予測からニューイングランド地域の10%増の予測まで、さまざまである。

*1: [‘We’re in trouble’: Electric rates in Texas have surged over 70% as summer kicks in \(dallasnews.com\)](#), [Short-Term Energy Outlook: Summer 2022 Electricity Industry Outlook \(eia.gov\)](#)（ともに2022年8月31日アクセス）

各国における政府・事業者が講じた特例措置は以下のとおり

イギリス・Ofgemが講じた特例措置

MSCの導入(*1)	● Ofgemは、2022年2月に、市場の不安定性と小売事業者の失敗によるコストの事業者負担を支援することにより、将来及び既存の需要家の利益を保護するため、MSC（Market Stabilisation Charge, 市場安定化チャージ）の導入を決定 ● MSCは、小売事業者が需要家に代わって、エネルギー価格の深刻な変動によって引き起こされるリスクをより適切に管理するようインセンティブを付与するもので、価格下落時におけるヘッジコストの事業者負担に対して支援が実施され、卸売コストが価格上限に算入している卸売コストの要素より10%以上低くなったときに発動される ● こうした支援がなければ、小売事業者は（市場下落時のリスクを軽減するために）不十分なヘッジを行う可能性が高く、その後、価格が上昇した場合には深刻な影響を受けかねない事態に至る可能性が想定される ● MSCは一時的な措置で、2022年4月14日に発効し、2022年9月30日に失効予定であったが、Ofgemは、その延長を決定し、2024年3月31日までMSCが適用されることとなった(*2) ● 小売事業者の認可コードと連携させることにより、小売事業者のライセンス義務に付加することでMSCによる支払の実効性を確保
エネルギー危機を踏まえたOfgemの注力分野(*2)	● 近年の小売エネルギー市場に大きな影響を与えたエネルギー危機の状況を踏まえ、Ofgemは以下の点について注力的に対応 ➢ 顧客信用残高(CCB)と再エネ賦課金という小売事業者に一時的に帰属する資産をリングフェンスで囲い込み、運転資本としての使用を防止することにより、小売事業者が破綻等に至った場合にも当該資産が消失するリスクを大幅に低減させることによって、脆弱な参入事業者であっても需要家への影響を最小限とするように対処 ➢ 小売事業者が適切なガバナンス、リスク管理、適切な財務基盤を保有することを保証するために、財務規制に対してより厳しいアプローチを導入 ➢ 不安定化している小売事業環境をより改善すべく、需要家への負担軽減と政府負担の両立を図るために、価格上限を適切に管理
その他(*3)	● Ofgemサイトにて、「Getting help if you can't afford your energy bills」として、光熱費の支払に窮する需要家に対して一元的なサポートページを作成し、多様な情報提供を図っている

イギリス・事業者が講じた特例措置

余裕ある支払のためのサポート(*3)	● 小売事業者は、Ofgemの規則に基づき、需要家保護の観点から、需要家が支払いを継続可能なプランの提案等を実施。需要家は、事業者に対して以下の対応を求めることができる。 ➢ 需要家の支払料金・債務返済の見直し ➢ 困窮世帯が利用可能な支援へのアクセス ➢ 支払料金の中断・減額 ➢ エネルギー使用量を削減するためのアドバイス ➢ 支払期限の延長 ● 市民に対する支援措置を掲載する団体のHPにおいて事業者による主要な助成策を一覧として提供
--------------------	--

*1：Ofgem「MSC guidance v2.0」（2022年5月16日）

*2：Decision to extend the MSC and the BAT beyond 31 March 2023 | Ofgem（2023年2月17日アクセス）

*3：How Ofgem is responding to the energy crisis | Ofgem（2022年8月26日アクセス）

*4：Getting help if you can't afford your energy bills | Ofgem（2022年8月26日アクセス）

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

各国における政府・事業者が講じた特例措置は以下のとおり

ドイツ・政府が講じた特例措置

EEGサーチャージの減額(*1)	● 連邦政府は、2022年より、EEG(the Erneuerbare-Energien-Gesetz)サーチャージ（電気料金に含まれる再エネ賦課金）を6.5セント/kWhから3.72セント/kWhに減額した上で、現在の電気料金高騰による需要家負担をさらに緩和するために、2022年7月よりEEGサーチャージを3.72セント/kWhから0セント/kWhに引き下げた（無期限）。
効率的な建物のための連邦資金(BEG)の改革(*2)	● 連邦政府は、以下の問題意識を踏まえ、エネルギー効率の高い建築対策のための資金調達枠組みを再編成する必要性を認識し、効果的かつ効率的な気候保護、消費者のコスト削減、化石エネルギー輸入への依存度を低下させる観点から、BEG(Bundesförderung für effiziente Gebäude)の改革を図った。 ➢ ロシアの対ウクライナ侵略戦争は、ロシアのガスと石油への依存の結果を明確にし、再生可能エネルギーの急速な拡大とエネルギー効率の大幅な向上を通じて、エネルギー輸入から迅速に独立しなければならないことを明らかにした ➢ BEGの改革を実行することで、建物のエネルギー効率の高い改修を促進し、気候保護目標の達成に大きく貢献する
Uniperへの公的資本注入(*3)	● ロシアからのLNG供給削減により財務基盤を棄損したエネルギー大手事業者Uniperに対し、ドイツ政府が30%の出資を決定
その他(*4)	● BMWK(連邦経済エネルギー省)の特設サイトにて、「8,000万人の力を合わせてエネルギー改革を」としてあらゆる節電・省エネ策を集約・発信

フランス・政府が講じた特例措置

EDF規制料金の価格統制(*5)	● フランス政府より、電気料金抑制措置として、以下2点が発表された。 1. 2022年分の原子力発電電力量切り出し制度ARENHの年間上限を200億kWh上乗せすること（同制度の上限は本来であれば1,000億kWh）。 2. 2022年2月の電力規制料金の上昇幅について、TIFCE（電気料金に上乗せして徴収する電力最終消費税）の課税水準を調整することで4%に抑制すること。 ● これらの措置によりEDFは、2022年のEBITDAへの影響は約77億～84億ユーロに及ぶと推定。
EDF国有化(*6)	● 2022年7月、フランス政府はEDFの完全国有化（現在の保有比率は84%）に向けて、TOBを実施すると発表し、現在必要な手続きが行われている。TOBの総コストは97億ユーロと見積もっている。

*1： [National policies to shield consumers from rising energy prices \(bruegel.org\)](#), [Bundesnetzagentur - Preise und Abschläge](#)（ともに2022年8月26日アクセス）

*2： [bundesfoerderung-für-effiziente-gebaeude-reform.pdf \(energiewechsel.de\)](#), [BMWK - BEGに関するよくある質問\(FAQ\)への回答 \(energiewechsel.de\)](#)（ともに2022年8月26日アクセス）

*3： [ドイツ、エネルギー大手の公的支援に矛盾 北欧と脱原発で溝: 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)（2022年8月26日アクセス）、*4： [BMWK - Energiespartipps \(energiewechsel.de\)](#)（2022年8月26日アクセス）

*5： [世界の電気事業の動き | 一般社団法人 海外電力調査会 \(JEPI\)](#)（2022年8月26日アクセス）、*6： [2022-10-27-draft-response-document.pdf \(edf.fr\)](#)（2023年2月13日アクセス）

（３） 諸外国における小売事業制度を踏まえた日本において検討する 余地があると考えられる対策

2020年冬のスポット市場価格高騰以降、小売事業者の撤退や倒産、最終保障供給契約の急増、多額の託送料金・インバランス料金の未払など、様々な課題が顕在化していることを踏まえ、「事業開始時」「事業開始後」「事業撤退時」の3段階について追加的な対策が検討されている

日本における小売電気事業者に対する追加的な対応の検討背景

- 小売電気事業者の撤退等が増加している中、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、2022年7月以降、必要な対応について議論がなされた。
- 具体的には、小売電気事業の①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時の3段階について、事業運営の状況に関するセルフチェック・定期報告の仕組み（リスクチェック）や、事業撤退時の適切な周知期間の在り方などが検討された。

（第55回 電力・ガス基本政策小委（2022年11月8日）資料 3-3 より抜粋）

事業開始時

- 小売登録審査では、短期のみならず、中長期的な事業継続性についても、申請者に説明を求める。
- 具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す。

事業開始後

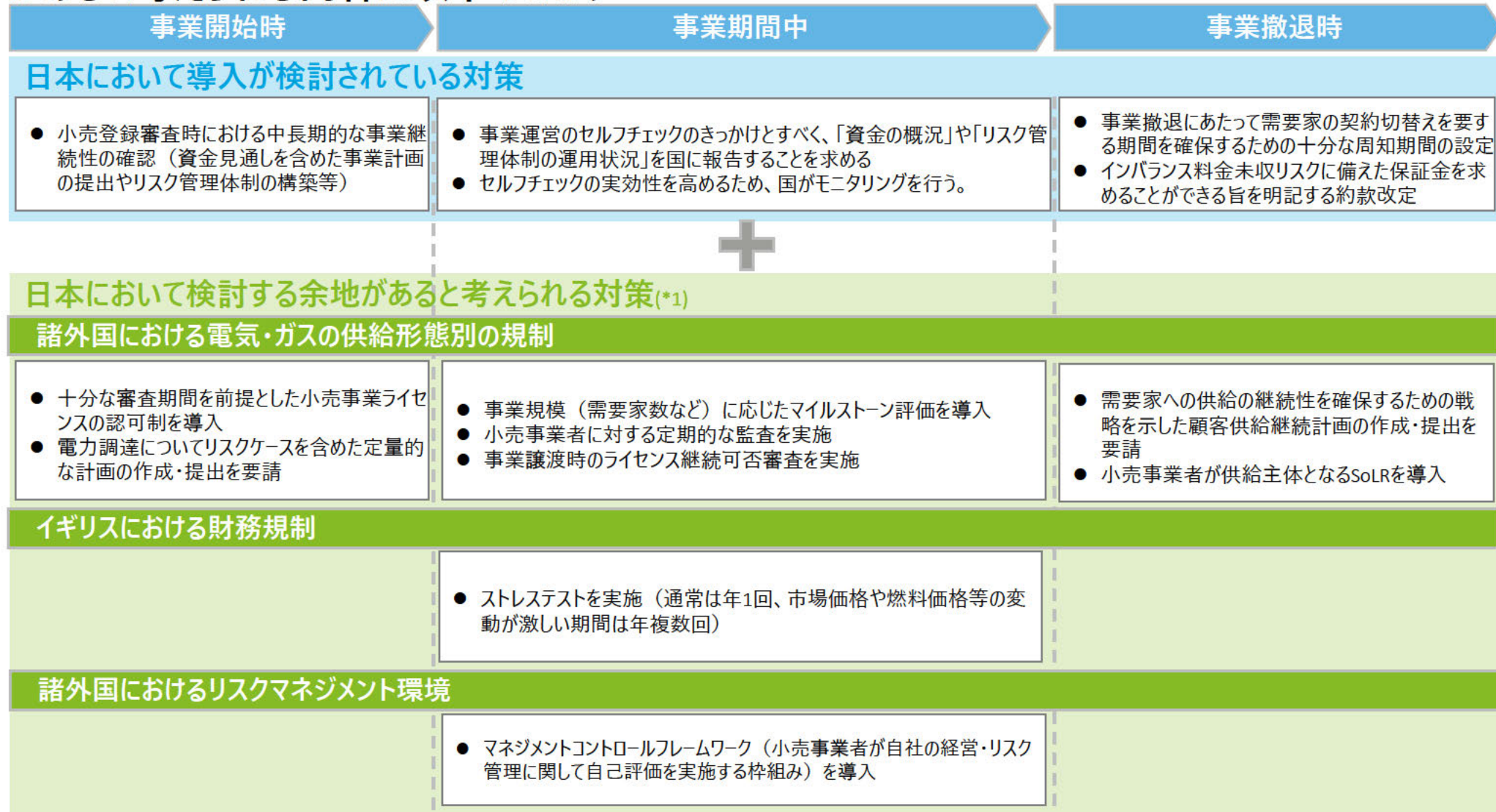
- 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告する。
- 上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う。

事業撤退時

- 小売電気事業者が事業撤退する場合には、需要家の契約切替を要する期間を確保するための十分な周知期間の設定を行う。
- インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行う。

（「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（案）」令和4年12月より抜粋）

諸外国における小売事業制度を踏まえ、日本において各段階における対策として検討する余地があると考えられる内容は以下のとおり



*1：実際の検討に際しては、日本の既存の制度（電力市場制度、電力・ガスの小売制度等）や小売事業者の数、人的リソース（外部専門家の利用可能性を含む）などを総合的に勘案して検討を行う必要があると考えられる。

小売事業制度における事業開始時の施策として、認可制の採用やストレスケースを含めた事業者における電源確保・調達計画の提出について検討する余地があると考えられる

今後の方向性

事業開始時

- 小売登録審査では、短期のみならず、中長期的な事業継続性についても、申請者に説明を求める。
- 具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す。

(「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ (案)」令和4年12月より抜粋)



日本において検討する余地があると考えられる対策

事業開始時

- ① ライセンス認可制の採用及び十分な審査期間の確保
- ② 事業者からの電源確保・調達計画の提出 (リスクケースを含む)

① ライセンス認可制の採用及び十分な審査期間の確保

- 海外では小売事業者ライセンスの認可制を採用している国があり、必要な供給能力を中長期的に確保できる見込みがあるかどうかを審査したうえで、ライセンスを持つことを認可する制度の採用について検討する余地があるのではないかと。
- また、認可制を採用した場合、実効的な制度とするためには十分な審査期間を確保する必要があるため、人的リソース等を踏まえて適正な審査期間の検討が必要と考える (イギリスでは2021年に75日⇒6か月⇒9か月と延長)。

② 事業者からの電源確保・調達計画の提出 (ストレスケースにおける対策含む)

- 上記の通り、資金見通しを含めた「事業計画」及び電力調達価格の変動などについてのリスク要因・対策・KPIの提出が検討されているが、特に電力調達についてはリスクケースを含めて具体的な調達計画 (調達手段毎の定量的な計画値など) の提出を求めることについて検討する余地があるのではないかと。

小売事業制度における事業期間中の施策として、事業者に対するマイルストーン評価やストレステスト、マネジメントコントロールフレームワークの導入のほか、事業譲渡時のライセンス審査の実施について検討する余地があると考えられる

今後の方向性

事業期間中

- 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告する。
- 上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う。

(「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ (案)」令和4年12月より抜粋)



日本において検討する余地があると考えられる対策

事業期間中

- ① 事業規模に応じたマイルストーン評価や定期的な監査・ストレステストの導入
- ② 事業譲渡時のライセンス継続可否審査の実施
- ③ マネジメントコントロールフレームワークの導入

① 事業規模に応じたマイルストーン評価や定期的な監査・ストレステストの導入

- 事業規模が拡大するにつれて事業リスクも大きくなるため、あらかじめ需要家数などによるマイルストーンを設定しておき、マイルストーンに達した事業者に対して、事業継続性の観点からの評価を行うことを検討する余地があるのではないかと。
- また、事業規模に関わらず、小売事業者に対して定期的な監査やストレステストの導入を検討する余地があるのではないかと（通常は年1回、市場価格や燃料価格等の変動が激しい期間は年複数回など）。
→ ストレステストのシナリオ設定において、過去のストレス事象や足元の経済状況、今後の見通し等の複数要素を考慮。
→ 非協力的事業者やテスト結果が著しく不合格となった事業者に対する措置（ライセンスの取消を含む）を明確化。

② 事業譲渡時のライセンス継続可否審査の実施

- 事業譲渡時には事業主体や契約関係が大きく変化するため、事業譲渡を計画している場合は報告を求めることに加えて、ライセンスの継続可否について審査を行うことを検討する余地があるのではないかと。
⇒ 当該制度が実効性を伴うものであれば、前述の参入時審査の潜脱を防止する効果もあると見られる。

③ マネジメントコントロールフレームワークの導入

- 事業者自身のリスク管理の高度化を促すため、マネジメントコントロールフレームワーク（小売事業者が自社の経営・リスク管理に関して自己評価を実施する枠組み）を導入し、その内容の報告を求めることについて検討する余地があるのではないかと。
→ イギリスにおけるマネジメントコントロールフレームワークは、事業者による自己評価及び取締役会での承認を経て、Ofgemへの報告が求められている。

小売事業制度における事業撤退に備えた施策として、事業者における事業継続に関する情報を記載した顧客供給継続計画の提出や小売事業者がLR供給事業者となる制度の導入についても検討する余地があると考えられる

今後の方向性

事業撤退時

- 小売事業者が事業撤退する場合には、需要家の契約切替を要する期間を確保するための十分な周知期間の設定を行う。
- インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行う。

(「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ (案)」令和4年12月より抜粋)



日本において検討する余地があると考えられる対策

事業撤退時

- ① 事業者からの顧客供給継続計画の提出
- ② 小売事業者が供給主体となるSoLRの導入

① 事業者からの顧客供給継続計画の提出

- 需要家保護の観点から小売事業者の撤退に関する影響を緩和するため、需要家への供給の継続性を確保するための戦略を定めた「顧客供給継続計画 (CSCP)」の作成と維持を小売事業者に義務づけることを検討する余地があるのではないかと。
⇒ 前述の定期的な監査やストレステストによる財務基盤の確認と合わせて当該制度を導入することにより、より円滑な撤退につながると思料。
また、この対策によりインバランス料金の未収リスクが減退する効果もあると考えられるが、当該リスクについては上記の通り既に保証金等の対策が検討されている。

② 小売事業者が供給主体となるSoLRの導入

- 日本においてTSOがLRを担う課題（小売料金との価格バランス、一般送配電事業者による電力調達の増加等）が生じていることを踏まえて、小売事業者を供給主体とし、負担コストの回収を可能とする制度の導入を検討する余地があるのではないかと。
⇒ なお、小売料金との価格バランスの課題については、最終保障供給料金に市場価格調整額が追加されることで、既に一定の対策が行われている。

【参考】その他の検討の余地があると考えられる諸外国の事例

多様な料金メニュー（イギリスの例）

変動料金プラン	エネルギー卸売価格と連動して、小売事業者がいつでも料金単価を変更することが可能なプラン。 小売事業者によっては、卸売価格下落時においてはただちに料金を下げないケースもある。 現在、変動料金プランについては、Ofgemの価格上限が設定され、過度な負担が回避されているが、当該支援は時限的措置。 変動料金プランのメリットとしては、契約期間が定められておらずいつでも解約金なく解約可能な点。
固定料金プラン	固定料金プランは、一定期間（通常12カ月～3年）kWh単価が固定されている料金プラン。 契約期間中は、サプライヤーがエネルギー料金の値上げを発表しても、料金が上がることはない。 市場価格上昇時においても単価が固定となっていることから、需要家は市場価格上昇リスクからは保護される一方、市場価格下落時にはメリットを享受できない。 固定料金プランの契約期間が終了する際、他のプランに切り替えない場合にはより高価な変動料金プランに自動的に切り替わる。
指数連動型 料金プラン	一部の小売事業者により提供される卸売価格などの価格指数に直接連動するプラン。毎日更新されるため日々上下する可能性があり、この料金プランが安価となるか否かを予想することは困難。

- 上記の料金メニューは小売事業者、需要家共にメリットとデメリットがあり、一概にどのプランが優れていると整理できるものではないと考えられるが、多様な料金メニューが存在することは需要家の選択肢の拡大につながり、また、新しい料金メニューが需要家のニーズに適合することでより充実した小売市場を形成する可能性がある。
- 一方で、特に固定料金プランのような料金メニューを提供する小売事業者は、電気・ガスの調達価格の変動リスクをヘッジすることが非常に重要であり、固定料金にはこのヘッジに必要な費用が含まれることになると考えられる。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

二次利用未承諾リスト

報告書の題名	令和４年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査事業（諸外国における小売電気・ガス事業制度等に関する調査）最終報告書
委託事業名	令和４年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査事業（諸外国における小売電気・ガス事業制度等に関する調査）
受注事業者名	デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

頁	図表番号	タイトル
42	図1	イギリスにおける主要な小売電気事業者ごとのシェア
43	図1	イギリスにおける主要な小売ガス事業者ごとのシェア
62	図1	イギリスのエネルギー価格上限の推移